

日・EU ビジネス・ラウンドテーブル日・EU 両政府への提言 [仮訳]

2026 年 4 月 16 日 ブリュッセル

ワーキング・パーティ 1
貿易、投資と規制における協力、金融サービス、会計と税制

ワーキング・パーティ・リーダー：

共同議長

ニコラウス・ボルツェ氏
会長
欧州ビジネス協会 (EBC)

共同議長

齊藤幹人
会長
在欧日系ビジネス協議会 (JBCE)

共同副議長

マーカス・バイレール
事務局長
BUSINESSEUROPE

エグゼクティブサマリー

ハイライト：

- 両首脳及び関係閣僚のリーダーシップのもと、産業政策、競争政策、貿易政策のあらゆる枠組み及び領域について、日・EU間で構築する具体的な協力を加速することを提言。
 - 共通の価値観に基づく共通の理念の構築及び提示：
競争力と経済安全保障に関する共同理解に基づき、日・EU競争力アライアンスを発足させ、共通の価値観を持つ信頼できるパートナー間において市場開放とサプライチェーン協力の重要性を強調する。その中核にEUと日本を位置づける。公正な市場を確保するため、価格以外の要素に関する共通基準を策定、適用する。保護主義に対する強い決意を共同で示すとともに、規制の予測可能性を確保し、コンプライアンス要件の過度な負担を回避する姿勢を明確にし、政策立案において率先して模範を示す。この点において、産業加速法は、EUと日本の産業界の間に相乗効果を生み出しつつ、競争力と経済的安全保障を強化する重要な機会となる。したがって、重要なことは、IAAにより適用範囲、基準、スケジュール、及び他の規制との関係といった要素を明確にし、全関係セクターに対して「共通の価値観に基づく」という精神を示すことである。
 - ホライズン・ヨーロッパへの参加：
2025年12月に合意された連携協定を迅速に実施することで、日本のホライズン・ヨーロッパへの準加盟国参加を加速させる。
 - 競争力強化及び経済安全保障に係る強力の深化：
重要鉱物を確保するための連携を推進する。その目的は特定地域への依存及び地政学的リスクに協調して対処するためである。スタートアップ政策や防衛産業振興策など、個別政策及び産業分野における協力を強化する。日本とEUとの政策の調和を視野に入れて双方の競争当局間の協力を促進する。
 - 日・EU協力枠組みを通じた実施：
競争力強化及び経済安全保障のための具体的な取組を、設立された日・EU協力枠組みを通じて実施する。こうした枠組みとして挙げられるのは、日EU経済連携協定（EPA）やハイレベル経済対話、産業政策対話、グリーン・アライアンス、デジタルパートナーシップ、さらに今後開始される予定の防衛産業対話である。
 - 国際的な場における主導的役割：
ルールに基づく多国間貿易の重要性を明確に示し、G7やWTOを含む国際的な場において競争力強化や経済安全保障などのトピックに関して、共通の価値観と取組に基づいて日・EUの連携を強化する。
- [次回WTO閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダの提案。]
- 日・EU間の法令及び規格の更なる調和を提言。

Updates from last year:

- 今回の提言においては、

- 競争力コンパスなどの戦略のもと、EUは競争力の強化及び経済安全保障の拡充に向けた、統合的かつ包括的なアプローチを推進すること、
 - 成長志向の戦略的投資と経済安全保障の強化を通じて「強靱な経済」を構築することも、日本にとって重要な優先課題であること、
 - 世界各地で空前の地政学的緊張及び保護主義が高まる中、2025年7月の日・EU首脳会談の成果を土台として、競争力と経済安全保障に関する両国間の包括的な協力枠組みを活用する好機が今まさに訪れていること
- を踏まえ、競争力と安全保障に関して共通の価値観に基づく共通の理念である競争力アライアンスを通じて、新たな主要提言を構築・提示するとともに、ホライズン・ヨーロッパへの準加盟国としての日本の参加を早期に実現する。

序文：共通の価値観を協調行動につなげる

2019年、日・EU経済連携協定（EPA）の発効と自由貿易モデルの提示により、日本とEUは世界各地で高まる保護主義に反対する強力なメッセージを発した。それと同時に、日・EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）に署名することで両国は互いを戦略的パートナーと認めた。

今日、世界は驚くべき速さで保護主義へと回帰し、日本とEUはルールに基づく国際秩序が損なわれるという未曾有の地政学的課題に直面している。一方的な現状変更の試みはいくつも存在する。ロシアによるウクライナ侵攻はその一つに過ぎない。このような激動する国際情勢は、世界貿易及びビジネス環境にも必然的に影響を及ぼす。実際、一部地域では貿易を政策手段として利用する動きが強まっており、有害な関税の導入や輸出規制などの保護主義的措置の導入によりサプライチェーンが混乱するという、不確実性が新たな常態となっている。

産業競争力強化の重要性、及び特定の国や地域のサプライチェーンに依存するリスクに対する両国の政策当局者や企業関係者の意識が次第に高まっている。

EUは競争力コンパスを通じて、米国及び中国とのイノベーション格差の解消、脱炭素化の取組と競争力強化との融合、そして依存度の低減による安全保障の確保を目指している。規制の簡素化、EU産業の活性化、及び公共調達の刷新も、2026年の優先課題に位置づけられている。

日本においても同様に、成長志向の戦略的投資や経済安全保障の強化による「強靱な経済」構築は、高市内閣の最重要課題である。産業競争力の強化を図る目的で、日本はAIや半導体、量子技術、バイオテクノロジー、航空・宇宙、エネルギー、GX（グリーン・トランスフォーメーション）などの分野において、設備投資と研究開発を積極的に推進している。経済安全保障に関しては、重要資源の国内生産能力の強化や供給源の多様化、及び国家備蓄による強固なサプライチェーンの構築に取り組んでいる。

成長と競争力の強化を目指す規制の策定にあたって、政府当局はそうした規制が両国間の自由貿易を阻害しないよう万全を期す必要がある。特に規制上の取組については、様々な規格の相違、過度の負担を強いるコンプライアンス要件、差別的慣行など、国境を越えたビジネスを阻害しかねない新たな障壁が生じないように慎重に評価すべきである。

日本とEUとの間には、EPA以外にも産業政策対話、グリーン・アライアンス、デジタルパートナーシップに基づく政策連携の優れた実績がある。最近の世界情勢、地域情勢、及び国内情勢を踏まえ、産業競争力と経済安全保障は共通の優先課題として日・EU間対話の重要な位置を占めている。このことは、2025年7月に開催された第30回日・EU首脳会議で行われた実りある議論にも顕著に表れていた。同会議を契機に日・EU競争力アライアンスが設立され、日・EUハイレベル経済対話が拡大された。こうした動向は、日本とEUが目目の前の共通課題だけでなく、その背景にある共通の価値観、

相互信頼、そして自由で開かれたルールに基づく貿易という根幹の保護にもともに強い関心を持っていることを浮き彫りにしている。いま、サミット後の勢いに乗って、競争力の強化と経済安全保障に関する包括的協力枠組みを強化する好機が訪れている。既存の取組を発展、具体化することで、日本とEUは共に繁栄を謳歌し、2018年に続いて世界に向けた強いメッセージを発信できる。

ワーキング・パーティ1 (WP1) は、この機会を最大限に活用するために、産業政策、競争政策、貿易政策を含むあらゆる枠組みと分野における日・EUパートナーシップを基盤とした具体的な協力を呼びかけている。これらの認識に基づき、ワーキング・パーティ1 (WP1) においては、両首脳及び関係閣僚のリーダーシップのもと、

- 共通の価値観に基づく共通の理念の構築及び提示：競争力と経済安全保障に関する共同理解に基づき、日・EU競争力アライアンスを発足させ、共通の価値観を持つ信頼できるパートナー間において市場開放とサプライチェーン協力の重要性を強調する。その中核にEUと日本を位置づける。公正な市場を確保するため、価格以外の要素に関する共通基準を策定、適用する。保護主義に対する強い決意を共同で示すとともに、規制の予測可能性を確保し、コンプライアンス要件の過度な負担を回避する姿勢を明確にし、政策立案において率先して模範を示す。
- ホライズン・ヨーロッパへの参加：2025年12月に合意された連携協定を迅速に実施することで、日本のホライズン・ヨーロッパへの準加盟国参加を加速させる。
- 競争力強化及び経済安全保障に係る強力の深化：重要鉱物を確保するための連携を推進する。その目的は特定地域への依存及び地政学的リスクに協調して対処するためである。スタートアップ政策や防衛産業振興策など、個別政策及び産業分野における協力を強化する。日本とEUとの政策の調和を視野に入れて双方の競争当局間の協力を促進する。
- 日・EU協力枠組みを通じた実施：競争力強化及び経済安全保障のための具体的な取組を、設立された日・EU協力枠組みを通じて実施する。こうした枠組みとして挙げられるのは、日EU経済連携協定 (EPA) やハイレベル経済対話、産業政策対話、グリーン・アライアンス、デジタルパートナーシップ、さらに今後開始される予定の防衛産業対話である。
- 国際的な場における主導的役割：ルールに基づく多国間貿易の重要性を明確に示し、G7やWTOを含む国際的な場において競争力強化や経済安全保障などのトピックに関して、共通の価値観と取組に基づいて日・EUの連携を強化する。

日・EU間の連携強化には調和のとれた規制とルールが不可欠である。こうした規制とルールが、両国で事業を行う企業による国境を越えたサプライチェーンの構築や投資、及び研究開発を促進する。E to J及びJ to Eパートでは、日・EU双方の産業界からの規制及びルールに関する提言を詳述する。

以下の本文中における優先課題の表記について、星印1つ（*）は「重要な」提言であることを示す。（例：WP 1/ # 01* / EJ to EJ）

欧州及び日本の産業界からの提言

WP-1 / # 01* / EJ to EJ 競争力強化に関する日・EU の包括的協力枠組みの創設

産業競争力の強化及び経済安全保障の強化に向け、日・EU の連携は、日 EU・EPA やその他の枠組みに基づき発展させてきた協力関係の深化を含め、一段高いレベルに引き上げるべきである。特に、イノベーション創出力の強化、グリーントランジションとデジタルトランスフォーメーションの円滑化、地政学的リスクへの対応を目的とした、産業政策、競争政策、貿易政策の一体的な推進における日・EU の連携強化が求められる。

国際貿易

製造能力を凍結させる恐れのある輸出規制から、経済見通しに暗い影を投げかける予測不能な関税措置に至るまで、国際自由貿易を損なうリスクが現実のものとなっている。

こうした状況下で、日本と EU は、安定と市場開放の灯台として、連帯を維持する必要がある。両国は、透明性が高く予測可能で長期にわたり適用される貿易ルールが実現可能であるだけでなく、持続可能な経済成長に不可欠なものであることを行動で示さなければならない。高い水準の基準、公正な競争、ルールに基づく協力に対して両国が共同で取り組むことは、界中のパートナー諸国の手本となる。多くの国々が内向きの姿勢を示すいま、日本と EU は市場開放、相互信頼、及び明確な枠組みが依然として世界の繁栄にとって最も強い基盤であることを一貫して示す必要がある。

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 明確かつ透明性が高く、永続的な貿易ルールに基づく国際貿易体制を引き続き推進する。不確実性が高まる今、日・EU 両国のリーダーシップは不可欠である。BRT は両国に対して、多国間、地域、二国間などあらゆる手段を通じて、開放的で予測可能な貿易を推進し続け、建設的な関与こそが持続可能な世界の繁栄に向けた最も効果的な道であることを示していくよう奨励する。
- 他の同志国に日・EU の取組に参加してルールに基づく国際貿易環境を強化するよう呼びかける。市場開放、高い透明性、公正な競争への取組に共感する諸国と広く連携することで、日・EU 両国は影響力を高め、サプライチェーンをさらに強化し、高水準の貿易ルールを世界全体で推進することができる。「共通の価値観に基づく」アプローチの特徴は、中核的な価値観を共有する信頼できるパートナー諸国がサプライチェーンにおいて連携することである。これは、産業競争力の強化と経済安全保障を同時に強化する鍵となるものである。この協力ネットワークを拡大することで、分断化に対抗するとともに国際貿易を引き続き世界の成長と安定の原動力にすることができる。

BRT は以下のように考えている。

- 経済大国を含めいかなる国も、公正で開かれた予測可能な市場を単独で保護することはできない。地政学的・経済的圧力により国際貿易が分断される恐れが高まる今日、このことは極めて重要であると考え。同志国と幅広く協力することで、日本と EU は高い基準の維持、差別的慣行の阻止、重要なサプライチェーンの安定確保に向けて、より強いメッセージを発することができる。

産業競争力及び経済安全保障に関する日・EU 競争力アライアンスの活用

2025 年 7 月 23 日に開催された首脳会談において、日本と欧州連合（EU）は競争力アライアンスの発足を発表した。これは貿易、経済安全保障、イノベーション、及び二つの転換に関する協力を強化することを目的としている。BRT はこれを大変歓迎しており、このアライアンスを成功に導くべく、両国関係当局との連携に全面的に協力する所存である。

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 競争力と経済安全保障に関する共同理解に基づき、日・EU 競争力アライアンスを発足させ、共通の価値観を持つ信頼できるパートナー間において市場開放とサプライチェーン協力の重要性を強調する。その中核に EU と日本を位置づける。これは、連携をさらに深めるための重要な一歩となる。
- 両国の業界関係者の競争力アライアンスを成功に導く取組への参加を呼びかけることを強く要望する。
- 2025 年 7 月に開催された日・EU 首脳会談で言及された通り、EPA を活用して日・EU 間貿易をさらに促進する。
- 例えば、防衛産業の競争力強化は日本と EU 双方に共通する課題である。そのために、スタートアップ政策の協調と連携構築を通じた日・EU 間のイノベーションエコシステムを強化するといった新たなイニシアチブを実施する。

産業競争力の強化、経済安全保障、強靱なサプライチェーンの構築のためのさらなる取組

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 日・EU 間でサプライチェーンに関する共通原則を構築するために特定の分野及び基準について積極的に深い議論を行う。これには両国市場における非価格要因に関する共通基準の策定が含まれ、様々な産業政策及び貿易政策に適用できる。例えば、重要な依存関係の低減に焦点を当てること（例：原材料、バッテリー、AI）、過剰生産能力への対抗とハイレベル経済対話などの枠組みを通じた技術戦略と貿易戦略

の調整、非市場的慣行に関する懸念の共有、経済的威圧に対する強靱性に向けたサプライチェーンの強化などが挙げられる。

- 保護主義に対する強い決意を共同で示すとともに、規制の予測可能性を確保し、コンプライアンス要件の過度な負担を回避する姿勢を明確にし、政策立案において率先して模範を示す。
- 産業加速法と今後の政策の重要性を認識する。その目的は、その適用範囲、基準、実施スケジュール、及びその他の規制との関係を明確にし、企業に過度な行政負担を強いることを避け、全関係セクターに対して「共通の価値観に基づく」という精神を示すためである。
- 例えば鉄鋼業では世界的な過剰生産能力により市場がゆがめられている。このような業界に関しては、同志国として市場への相互アクセスを引き続き確保し連携を深めるとともに、互いの産業の発展を阻害するような過度な保護主義を慎む必要がある。
- また、両国間のイニシアチブを、G7 を始めとする国際的な枠組みの基礎とする。
- 農業サプライチェーンの強靱性と多様性を含む食料安全保障を、産業サプライチェーンの強靱性と同等の重要性を持つものとして、日・EU の経済安全保障枠組みの戦略的柱の一つと位置づける。農業・食料サプライチェーンの連携に向けた調整メカニズムを確立する。その明確な目的は、重要な食料品の地域的な集中リスクを減らして相互のサプライチェーンの強靱性を強化することである。食料安全保障に関する考慮事項を日・EU ハイレベル経済対話及び関連するサプライチェーンの多様化に向けた取組に組み込む。
- 同時にこれらの取組を進めていく上では、BRT メンバーや JBCE（在欧日系ビジネス協議会）、EBC（欧州ビジネス協議会）など、日・EU の産業界の代表者との対話を十分に行うべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 地政学的リスクに直面する中、日本及び EU は経済安全保障の確保のために特定の国や地域に対するサプライチェーンの依存リスクを低減すべきである。その際に重要なことは、日本及び EU と共通の価値観、すなわち「共通の価値観に基づく」ことを前提とする、信頼できるパートナー諸国による市場開放とサプライチェーンにおける連携の重要性を念頭に置くことである。
- こうした基本認識に基づき、強靱性、透明性、多様性、安全性、持続可能性、そして信頼性という共通の価値観に基づく共通の原則（日・EU 両市場における非価格要素に係る共通基準）を策定し、それを様々な産業政策及び貿易政策に適用することが重要である。また、価格要素のみに影響されない公正な市場環境の創出、及び強靱なサプライチェーンの構築が重要である。
- この点において、産業加速法は一方で競争力と経済安全保障を強化し、他方で日・EU の産業界の間に相乗効果をもたらす重要な機会になる。欧州委員会が産業加速法を提案した背景にあるのは、同委員会が信頼できるパートナーとともにサプライチェーンを構築することの重要性を認識しているということである。例えば「EU 原産」という規定が同法には盛り込まれているが、これは「共通の価値観に基づく」という精神に則った歓迎すべき方向性である。重要なことは、産業加速法と

今後の政策によって適用範囲、基準、スケジュール、及び他の規制との関連といった要素が明確になり、企業に過度な行政負担を強いることなく、全関係セクターに対して「共通の価値観に基づく」という精神が示されことある。

- また、自由貿易体制のもとで多様な貿易相手国を確保することの重要性に鑑みて、日本及びEUは、WTO加盟国・地域を増やし、情報技術協定などのWTO協定の対象品目を拡大する取組を継続すべきである。

グリーン・アライアンスの深化

BRTは日・EU両政府に対して以下の点を求める。

- 日・EU間のグリーン・アライアンスに沿って、エネルギーtransition（再生可能エネルギー、水素、CCUS等）や環境保護（資源循環、生物多様性等）、研究開発等の分野において日・EU間の協力を更に加速させる。
- 特に、2022年12月に署名された日・EU間の水素に関する協力覚書や、これに基づいて2024年6月に開催された日・EUエネルギー閣僚会議・ハイレベル水素ビジネスフォーラムにおける合意を踏まえ、風力、太陽光、水素分野をはじめとするクリーンエネルギー分野の供給・需要サイドの政策について協力を更に加速させる。
- 2026年1月に発効したEUの炭素国境調整メカニズム（CBAM）に基づいて排出権購入義務に加え、日本においても排出権取引制度の導入が進んでいることを踏まえ、日本とEU、どちらの企業にも制度の不整合から生じる過度の負担を強いることなく着実に脱炭素化を進める目的で、緊密な連携を図り対話を継続させる。脱炭素に向けた産業界の取組を適正に引き出すには、カーボンプライシングに係る日・EUの政策調和が必須である。
- さらに、日本において様々なリサイクル政策が進み、またEUにおいてもサーキュラーエコノミー政策（例：バッテリー規則、エコデザイン規則、ELV規則案、包装及び包装廃棄物規則等）が進む中、日・EU政府は連携して各分野の関連する政策、規制、規格を調和させる。日本とEU双方において重要原材料の資源循環とプラスチックのリサイクルの推進が重要な問題となり、関連する規制及び政策が打ち出されている。このような状況においてサーキュラーエコノミー政策に関して日・EU間の連携を深化させることが極めて重要である。

デジタルパートナーシップの深化

BRTは日・EU両政府に対して以下の点を求める。

- 2022年5月の日・EU首脳会談で合意された日EUデジタルパートナーシップに基づき、デジタル分野における共通の重要課題（例：信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust：DFFT）、データスペースの利活用、半導体製造、海底ケーブルインフラの展開、HPC/量子コンピューターの研究開発、サイバーセキュリティ、5G、Beyond 5G/6G、AIなど）に連携を強化して取り組む。

- 共通の原則と価値観を共有する日本と EU の間で、国境を越えるデータ流通及びデータスペースの活用を促進する。このことは、脱炭素化やサーキュラーエコノミーの実現、サプライチェーンの強靱性の確保、イノベーションの促進など、様々な面で重要性が高い。データスペースの利活用や DFFT 及びデジタル ID については、日・EU 双方においてすでに取り組の進展がみられる。具体的には、EU においては各種データスペース政策やデジタル・プロダクト・パスポート (DPP) 政策が進展しており、また日本においてはウラノス・エコシステムに基づく蓄電池分野におけるデータスペース構築の取組が進んでいる。産業界と連携して、政策協力からイノベーション、技術実証、小規模なパイロット運用へと移行することは、国境を越えたデータフローの価値を示す上で最良のアプローチだと考えられる。
- 日・EU 双方の官民のステークホルダーを巻き込んだワークショップなど、対話の機会を持つ。その目的は、相互運用性を確保するための取組が求められる規格やデータスペースだけでなく具体的なユースケースを特定することによって連携を加速させることにある。
- 日 EU・EPA を継続的に更新する。BRT は、自由な国境を越えたデータフローに関する日 EU・EPA の改定議定書が 2024 年 7 月 1 日に発効したことを賞賛するとともに、日・EU 双方の当局に対して合意された規定を完全に実施することを求める。一方、デジタル貿易を促進するためには、デジタル製品に対する非差別的待遇を盛り込むようにこの議定書を継続的に更新する必要がある。また、ソフトウェアのソースコードに加えて、ソースコードで表現されたアルゴリズムの譲渡、開示、またはアクセスの要件は禁止されるべきである。
- 今後、サイバーセキュリティ関連の制度や標準の調和を確保するために、日・EU 両政府、関連機関、専門家の間の協力を深化させる。事業場や IoT (Internet of Things) 製品におけるサイバーセキュリティの確保は、日・EU 共通の課題である。日本においては IoT サイバーセキュリティラベリング制度等の取組が、また EU ではサイバーセキュリティ法及びサイバーレジリエンス法に基づく制度整備や各種の規格開発が、それぞれ進められている。
- 国際的な AI ガバナンスの確立や AI の利活用に関する国際的な相互運用の確保にとって日・EU 間の政策協力及び関連規格等の調和が必須であることから、日・EU 両政府、関連機関、専門家の間の協力を深化させる。AI の分野においても、AI の安全性、信頼性、透明性の確保等の分野における連携や、AI 関連規格の策定など、さまざまな取組が進展している。

欧州競争力基金における研究開発協力の深化

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 経済安全保障等の観点から、イノベーションの創出及び産業・社会への実装に連携して取り組む。このことは、価値観と原則を共有する日・EU にとって極めて重要である。デジタルやクリーンテックなどの先端分野におけるイノベーションを加速させ、世界のフロントランナーとのイノベーション格差を解消することは、

日・EU 共通の課題である。先端材料に関する日・EU 拡張対話は、この課題に立ち向かう上で有益な役割を果たせるだろう。

- 「ホライズン・ヨーロッパ」に関する日・EU 連携協定は 2025 年 12 月に実質的な合意に達した。その協定の迅速な実施を優先する。両国の当局は 2026 年に本協定に署名し、それぞれの承認手続きを迅速に進めて、可能な限り早期の発効の実現に務めるべきである。これにより、日本企業及び大学・研究機関の研究者は、ホライズン・ヨーロッパのプロジェクトに直接参加し EU 域内や他の準参加国と連携して、デジタル、グリーン、セキュリティなどの各技術領域における最先端イノベーションに取り組むことが可能になる。
- デジタル・ヨーロッパ等の他の EU の研究開発プログラムにおける日・EU の連携を深化させる。経済・安全保障技術の重要かつ機微な領域において日・EU 間の研究開発連携を推進するためには、ホライズン・ヨーロッパに枠組みにおける協力だけでなく、デジタル・ヨーロッパのプロジェクトにおいても両国間の連携が極めて重要である。

すべてのステークホルダーからのインプットの機会の確保

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 効果的かつ効率的な規制環境を醸成し、法規制の明確化を推進するために、科学的根拠や影響評価の要請、サプライチェーンの全体に関わるすべてのステークホルダーの構造的関与を通じて、規制の策定段階で情報を収集する。規制の検討時に行われるパブリックコンサルテーションなどの公式なプロセスに加えて、ステークホルダーとの面談等の追加的な関与の仕組みを設計して、第三国企業を含む幅広い参加を確保すべきである。

WP-1 / # 02* / EJ to EJ 次回 WTO 閣僚会議に向けた意欲的な多国間貿易アジェンダのための提案

貿易摩擦の高まり、保護主義の台頭、地政学的危機などが国際秩序を広範囲にわたって混乱させているが、その中において、日本と EU は WTO の強化及び改革を支持する。日本と EU は多角的貿易体制の守護者である WTO を中核とする体制、及び公正なルールの礎である WTO 協定の価値観を守り、世界貿易秩序を維持し人、資本、製品、及びサービスの移動を確保するために、他の WTO 加盟国と協力して全世界の経済活動を再び活発化させ、さらなる自由化を推進すべきである。そのためには、WTO 及びその加盟国が貿易及びグローバル化に関わる懸念に対処し、多角的貿易体制の妥当性を確保し、現在及び将来的な課題により良く対処できるように改革を引き続き推進しなければならない。

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- デジタル貿易に対する関税の賦課を禁止する WTO 電子的伝送に対する関税のモラトリアムの延長または更新の実現に集中的に取り組む。技術革新及びデジタル経済の根幹は電子的送信に対する関税不賦課が広がったことにあることを念頭に、BRT は WTO による電子的送信に対する関税のモラトリアムを延長し、可能であれば恒久化することに同意する。WTO が、サービス貿易の関税引き上げの原則を認める場になってはならない。
- 2024 年 12 月に最終合意に至った電子商取引協定 (ECA) を、WTO の法的枠組みに正式に組み入れるよう取り組む。BRT は日本及び EU 両当局に対して同協定のすべての規定を実施するよう要請する (未だ実施されていない場合) とともに、他の加盟 43 カ国に対しても、本協定が WTO 附属書 4 の協定として法的拘束力を有する前であっても同様の措置を促す。この合意が特に商業的に有意義であるのは、企業が電子署名、電子認証、電子契約、ペーパーレス取引等の実施において統一性のないルールに対処する必要を減らせるため、また電子的送信にかかる関税のモラトリアムが署名国にとって恒久化されるためである。
- WTO 電子商取引協定の締約国に対して、他の WTO 加盟国の同協定への参加を呼びかけるとともに、以下の事項に関する議論を継続するよう奨励する。すなわち、例外措置を最小限に抑えた国境を越えた自由なデータフローの確保、データローカリゼーション要求 (特にコンピューティング設備を自国領土内に設置・利用させること) の禁止、を地域内で事業を行う条件とすること、暗号化に関わるソースコード、アルゴリズム、機密情報の開示要件の禁止、ならびにデジタル貿易の促進とデジタルコンテンツの公正性保護のためのデジタルプロダクトに対する非差別的措置である。
- TIPS 協定を活用して知的財産権保護という領域において既存の多国間ルールの維持に努める。同協定はイノベーションと競争力を支える鍵となるものである。
- WTO の主要な柱の一つである機能的な紛争解決システムを保護することの重要性を訴える。特に重点的に取り組むべきは、WTO 上級委員会の現在の機能停止に対処して効果的かつ拘束力ある解決策を示すことである。BRT は日・EU 両当局に対して、第 13 回 WTO 閣僚会議におけるコミットメントに従って全ての加盟国が利用可能な包括的かつ実効的な紛争解決システムの構築という観点から議論を行うことを求める。また BRT は、2023 年 3 月の多国間暫定上訴仲裁アレンジメント (MPIA) への日本の参加を歓迎する。BRT は日・EU 両当局に対して、全ての加盟国が利用可能な包括的かつ実効的な紛争解決システムが構築されるまでの間、MPIA のような暫定的な多国間紛争解決の枠組みに実効性を持たせることを求める。
- 市場本位の貿易環境の重要性を再確認する。例えば BRT は、WTO ルールを強化し産業向け補助金及び技術移転に関する通告義務の遵守を改善し、WTO 全加盟国が実質的な経済力に応じてこの義務を履行できるようにする取組を支持する。また BRT は、e-コマースの貿易面に関する規則の策定を支持する。
- グローバル・バリューチェーンが円滑に機能するために不可欠な項目を他の WTO 加盟国と連携して模索する。これには、例えば、産業向け補助金やグリーン補助金、輸出規制の緩和、投資 (の促進) 及び競争といった項目が含まれる。さらに

日本及びEUは、公平な競争条件を設定し、企業にとっての不確実性を軽減する輸出コンプライアンス枠組みを構築する必要がある。

- プラスチック汚染と環境的に持続可能なプラスチック貿易に関する対話などを通じて、貿易と環境の両領域に関する具体的な議論の進展に努める。
- 投資円滑化協定（IFDA）をWTOの法的枠組みに統合することを支持する。これは、最終的に全てのWTO加盟国に利益をもたらす重要な協定である。すでに128カ国以上のWTO加盟国（その大半は開発途上国）が参加しており、強力な能力構築の要素を備え、透明性が高く、効率的で持続可能な投資環境の実現に貢献している。
- サービス貿易・投資の透明性及び円滑性をさらに向上させるために、日本及びEUにおけるすべての関連国内法令においてサービスの国内規制に関する規律を全面的に適用する。この規律はアブダビで開催された第13回WTO閣僚会議（MC13）において70カ国以上に対して法的拘束力を持つこととなった。例えば、WTO事務局への通報制度を導入することにより、全署名国によるレファレンスペーパーの完全な実施を奨励する。また、他のWTO加盟国に対してもこのイニシアチブへの参加を奨励する。これはWTO全加盟国に利益をもたらす協定である。
- 新型コロナウイルスのパンデミックや今なお続く地政学的危機によるサプライチェーンの混乱といった世界の現状を考慮し、2015年12月に合意された通り、情報技術協定（ITA）の対象品目・参加国・地域のさらなる拡大に関する議論を主導する。WTO全加盟国間の合意形成が困難な中、多国間ベースの交渉を維持・継続する上でITA/ITA2は重要な役割を担う。さらに、ITA/ITA2の拡大により、グローバルサウスを含む国と地域の市民がAIを含め進化を遂げるIoT技術及びDXの恩恵を受けられるようになるはずである。

BRTは以下のように考えている。

- 第14回WTO閣僚会議は、ルールに基づく多国間貿易体制の利点を再確認する上で極めて重要な会議になる。この会議は一連の多角的成果をもたらし、政府及び企業関係者が近代的かつ実効的な貿易ルールを使用できるようになるはずである。それと同時に次回閣僚会議では、今後も引き続き具体的な成果を上げられるよう、WTO改革に関する議論を併せて進める必要がある。
- 電子商取引協定（ECA）については、WTO加盟国は、これをWTOの拘束力のある規則に組み込む方法を模索すべきである。ECAへの指示を撤回、または署名の意思を示していない米国を含む国と地域には、議論を再開するよう促すべきである。
- 日本とEUは国境を越えた自由なデータ流通について有意義な進展を遂げ、日EU経済連携協定（EPA）の関連条項を改正した。このような両国ならWTO加盟国に対して、より高いレベルのコミットメントに向けた取組を推進するよう提唱できるとBRTは考える。
- WTO主導で物品・サービスの貿易自由化交渉を行う際には、バリューチェーンの視点を取り入れることが極めて重要である。国際貿易においてグローバル・バリューチェーンの役割の重要性が高まっていることを踏まえれば、これは実質的な影響力を実効的に確保することにつながる。
- また、環境物品協定（EGA）に関わる環境物品も自由化の対象とすべきである。ただし、特定の製品や産業分野を不当に差別しないことを条件とし、汚染や気候変

動対策に重要な影響を及ぼす環境サービスにまでこれらの協議を拡大することが前提となる。

- 強力な知的財産権のルールは、研究開発投資の土台をなすもので、医療分野やエコ推進など、現在のみならず将来の課題にまで対処するイノベーションをもたらす。この点において、TRIPSの枠組みを支持することは極めて重要である。

WP-1 / # 03* / EJ to EJ 法令と規格の調和

規制面の連携は、日・EU両国の経済的繁栄の鍵を握っている。両国の法律及び関連する規格を調和させることで、共通の価値観と原則に基づいてサプライチェーンの接続が円滑に進み、経済的な便益がもたらされるだけでなく強靱なサプライチェーンが構築できる。また、日本とEUが調和したルールに基づいて望ましいビジネス環境を作り上げることは、他の国々との二国間・多国間関係の礎ともなる。

総括的提言

BRTは日・EU両政府に対して以下の点を求める。

- 法律や規格の調和に関する課題を洗い出し、両政府がその課題に対して具体的なアクションをとれるように、EPAを土台として、またEPAに基づく日・EU規制協力委員会において法律・規格の調和を引き続き目指す。
- さまざまなルートを通じて、法律や規格に関する対話を深化させる。EPA枠組み以外にも、日・EU両国の様々な政策当局の間に対話の枠組みが存在する（例：産業政策対話、ICT政策対話、エネルギー政策対話等）。
- 基準認証に係る日・欧州共同体相互承認協定（MRA）の更なる拡大と深化を図る。これにより、両国企業のコスト削減、市場アクセスの改善、貿易促進に役立つことが期待される。BRTは、現行の電気通信に関するMRAが認証の完全な相互承認ではなく、一方の国の法律に従ってもう一方の国の領土内で試験を実施することを認めているに過ぎないことを指摘する。この制限には直ちに対処すべきである。
- BRT、JBCE、EBC等幅広い産業界の代表者がEPAのもとでの規制協力や様々な政策対話、そしてMRAの活用を通じて法律と規格の調和に関して意見を述べる機会を持てるようにする。貿易及び投資に障壁をもたらす恐れのある政策が採用されるのを防ぐには、新しい規制動向が国内外のビジネスに与える影響を把握することが重要である。
- 標準作成主体間の情報交換、各種委員会へのオブザーバー参加、これまで培われてきたJISC及びCEN/GENELECの間の協力関係の構築に取り組む。日・EU双方の標準作成主体間の連携は、法律と規格の調和を図る上で極めて重要である。
- 法律の施行スケジュールを調整し、一貫性を確保するとともに企業に十分な準備期間を与える。
- 新しい手法（例：リサイクル可能性の評価手法や包装表示に関する新たな要件など）は依然として開発段階にあるため、国際的に認められた基準、確立された業界慣行、あるいは調和されたアプローチの採用を提唱することが賢明である。そ

うすることで、管轄区域間の整合性が図られ、複数の地域で事業を展開する製造業者や輸出業者による重複作業を最小限に抑えられる。

グリーン及びデジタルの新たな規制分野における法律と規格の調和

EUにおいては、第一期フォン・デア・ライエン欧州委員長体制のもとで（2019-2024年）、グリーン及びデジタル分野において数多くの新しい法律や指令が立案された。具体的には、Fit for 55に基づく各種脱炭素政策、バッテリー規則やエコデザイン規則等のサーキュラー政策、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）や企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）等の企業サステナビリティ政策、AI法やデータ法、サイバーレジリエンス法等の新たな規制などである。これらはEU企業のみならず、EUで活動する日系企業にも大きな影響を与える。一方日本においては、必ずしもハードローに基づかない政策を含めて、類似の分野で様々な政策や規格が立案され、民間コンソーシアム等の活動が進められている。

これらの新たな規制分野においては、日・EU間で政策の内容や関連する規格を調和させることが、今後の日・EU関係の更なる発展にとって決定的に重要な要素となる。

BRTは日・EU両政府に対して以下の点を求める。

- 両国の立法機関に対して法律を調和させるべく連携するよう要請するとともに、標準化機関に対しては関連規格の策定にあたって連携するよう要請する。特に両国で連携すべき関連規格は以下の通りである：
 - カーボンフットプリント（GFP）関連規格を始め、製品の脱炭素要件に係る定義と規格
 - 工場及び事業場からの炭素排出関連の定義と規格
 - 製品の耐久性や修理可能性に関連する定義と規格
 - 重要な原材料のリサイクルに関する政策と関連する規格
 - プラスチックリサイクルに関する政策と関連する規格
 - サステナビリティ開示に関する開示基準の内容（第三国向け基準含む）
 - 人権デューディリジェンス（DD）に関するバリューチェーン分析の在り方（開示におけるダブルマテリアリティアセスメントとの整合性を含む）
 - 各事業体における横断的なデューディリジェンスと、個々の製品（例：バッテリー規則）ごとのデューディリジェンスとの整合性
 - PFAS規制の在り方
 - AI規制の定義と規格
 - データ関連の定義と規格
 - デジタル・プロダクト・パスポートに関わる規格
 - サイバーセキュリティに関わる規格
- 環境規制枠組み及びデジタル規制枠組み全体にわたるコンプライアンス要件において重複や繰り返しを解消するために、並行して規制の簡素化に取り組む。
- これらの分野において日本とEU双方の政策や関連する規格に整合性がないと両管轄区で活動する企業の負担が増えるだけでなく、両管轄区で活動する企業の負担

が増えるだけでなく、両国の経済発展と強固なサプライチェーンの構築にもマイナスの影響を及ぼす。

共通の化学物質関連法規の設定

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 化学物質関連法規の分野において更なる制度調和を図る。
- 特に、有害物質の共通リスト及びデータの評価・共有に関する共通アプローチ、ならびに危険有害性分類を確立する。
- OECD のデータ相互承認 (MAD) 制度に基づき、OECD 化学品試験ガイドラインに従って実施された試験を相互に承認する。

BRT は以下のように考えている。

- 共通の規制環境があることで、産業界がコスト軽減という恩恵を得るだけでなく、ユーザーと消費者も価格の低下や一貫した保護という恩恵を受けられる。
- 日・EU 両当局は一方的に法律を発表する前に、法律を最終決定するための妥当な公開協議プロセスをマルチステークホルダー・アプローチに基づいて実施すべきである。

共通の自動車関連規格

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 相互承認のメリットをグローバルに拡大して国連基準の採択を加速させ、EU と日本双方の自動車輸出に関して規制遵守の負担を軽減する。
- 国際的に調和された技術要件と試験手法の確立に向け提供力し、環境に優しく安全な自動車技術（例：電気、燃料電池車、カーボンニュートラル燃料、自動運転技術、コネクティッドカー技術等）の円滑な市場導入が促されるように国際規格と相互運用性枠組みの創設をリードする。

認定・認証機関の相互性の確保

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 国際的に承認された国際規格（例：日・EUのMRAにおける認証機関の間の相互承認制度であるILACや国際認定フォーラム（IAF））を活用して、日・EU間では二重の検証や認証をせずに、双方の検査報告書と認証書を承認する。
- 資源エネルギー効率という概念を広めるために適正なインセンティブ、標準化された試験方法と規格、そして日本とEUの環境製品宣言に共通形式を用いることで日・EU双方で相互承認を促進する。これらの政策が国際的に共有され、また共通の試験方法と規格に基づくよう日・EUが互いに協力する。
- 材料のリサイクルとリユース及びエネルギー回収、リサイクル可能な資源の輸出入の分野において規格を調和させる。これは日・EU双方の経済をサーキュラーエコノミーにするために非常に重要である。
- 日・EU MRAにおける国際規格とILACシステムを用いて多角的に協力することで、サプライチェーンにおける共通基準を達成する。その目的は、エネルギー効率化に関する法制、関連するラベル表示に関する規則、環境及びカーボンフットプリントスキーム、そしてサプライチェーンにおける情報転送のためのトレーサビリティツールの国際的な調和を推進することである。
- 同じことはデジタル分野（例：データの流通、サイバーセキュリティ等）にも該当する。この分野では様々な規格が将来的に策定されると見られている。

WP-1 / # 04* / EJ to EJ BEPS 行動計画に関する提言

BRT は、国際的に公平な課税枠組み及び公平な競争環境の形成を支持する。それと同時に、税制は可能な限り簡潔かつ透明性の高いものあるべきで、企業に過度の事務的負担をかけるべきでないとする。

BEPS 行動計画

BRT は日・EU 両政府に対して以下の点を求める。

- 税源浸食と利益移転（BEPS）行動の実施が、企業の事務的負担を増やすことがないようにする。
- 2013 年に OECD/G20 諸国が合意した通り、意図せぬ二重課税を防止する。税源浸食と利益移転（BEPS）に関する OECD/G20 包摂的枠組みに署名した 138 カ国は、経済のデジタル化に起因する租税問題に対処するための声明に合意した。EU はこれに基づき、OECD/G20 加盟諸国・地域と協力して調和のとれた税制を構築する必要がある。

日本に対する欧州産業界からの提言

WP-1 / # 05 / E to J 規格及び製品認証の調和と相互承認、国際規格の受け入れ (該当する場合)

産業界は今なお、国際規格または規制と調和しない規格及び製品認証の問題を抱えている。さらに、外国の認可の中には、欧州規格（EN）や国際標準化機構（ISO）規格に準拠して発行されたにもかかわらず、日本の政府当局に認められないものがある。このため、画期的な新製品の市場への導入が遅れ、輸入コストも上昇する。BRTは消費者の健康と安全を守る必要性を認める。その一方で日本政府に対しては、規格と承認プロセスの調和、製品認証の相互承認、そして統一基準が存在しない分野では機能的に同等の要件に基づいて承認された製品の輸入・販売・使用の相互承認を推進することを要請する。これにより一方の市場で承認された製品は他方の市場で自動的に承認される。日EU・EPAは、日本における国際規格との調和を加速させる大きなきっかけとなった。これは今後も引き続き達成可能だとBRTは考える。

BRTは、日本政府に対して特に次の分野に重点を置くよう提言する。

鉄道

日本には統一的な適合性評価スキームがない。また原則として海外のスキームまたは承認を認めていない。その結果、欧州においてすでに安全と判断された製品及びサービスについても再試験が必要となるケースが多々ある。日本は国際標準策定の取組に参加しているものの、日本の事業者がこれらの規格や試験方法を積極的に導入していることを示す兆候は見られない。

その一方で前向きな進展も見られる。例えば、JR東日本とJR西日本は、規格や認可制度をEUと共同で開発する可能性を検討すると発表した。BRTはこの動きを非常に前向きに評価しており、それに続いて他の事業者も同様のプロジェクトに取り組むことを期待している。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- 適合性評価のための国家システムの導入に力を入れ、試験及び認証の相互承認を促進する。日本政府主導のワーキンググループを設立すべきだと BRT は考える。このワーキンググループにはあらゆる鉄道関連セクターの国内外双方の企業が含まれるべきである。
- JR 東日本と JR 西日本の取組を支持し、この取組を他の事業者にも促す。
- 日本の事業者が求める規格と試験は透明性を持って伝達されるよう配慮する。それにより欧州のサプライヤーもそうした要件を満たし、それ以上のものを提供できるようになる。
- 日本以外の国では導入困難な独自のソリューションを策定するのではなく、既製のソリューションを増やすべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 国の試験制度はサプライヤーのコストを引き下げる。それと同時に、当局側にも鉄道関連会社が適正な安全要求事項を満たしていることが確認しやすくなるというメリットがある。

加工食品

EPAは関税を引き下げるものだが、企業側から見ると規制環境には未だに変化がない。これはすなわち、日本特有の要件を満たすために、企業が膨大なリソースと資金を費やさなければならないということである。

BRT は日本政府に対し、以下の点について EU 当局と協力するよう求める。

- 欧州の認可及び試験方式の承認
- 国際的に認可されている食品添加物及び酵素との調和
- 適切に説明が行われている場合には、代替として賞味期限表示形式を使用できるようにする
- EU の有機認証を取得したサプライヤーが、JAS 認証を受けた輸入業者を介さずに JAS 有機ラベルを貼付できるようにする
- 食品添加物及び酵素の認可プロセスの迅速化及び効率化

BRT は以下のように考えている。

- 欧州の認可及び試験結果をより多く承認することで、日本の消費者はより多くの欧州製品を享受できる。

電気製品

日本では、電気製品については電安法と呼ばれる関連法規の遵守が義務付けられている。しかし残念ながらこの法律はかなり複雑で、完全な調和がなされておらず、管理上の重い負担が強いられている。

BRT は日本政府に対し以下の点を求める。

- IEC 規格との調和を高める。
- 法律を簡素化し、個々の製品に求められる特定の認可を明確にする。例えば照明器具の要件は、器具がスタンドアロン型かビルトイン型かによって異なる場合がある。
- 紙文書の副本の提出義務を廃止し、デジタル証明書の利用を促進する。
- 「型式の届出」を不要とする。

BRT は以下のように考えている。

- 欧州の認可及び試験結果をより多く承認することにより、日本の消費者はさらに幅広い欧州製品を、より手頃な価格で入手できるようになる。

WP-1 / # 7 / E to J 法律サービス

外国の弁護士資格を有する者が日本において外国法に関する法律業務を行うには、いわゆる「外弁（登録外国弁護士）」として登録しなければならない。外国弁護士が日本の国内法について助言を行うことは認められていない。

その登録要件は、時とともに変化してきた。現在、申請者に求められる要件は、自国で弁護士資格を取得した後少なくとも3年間の実務経験があること、またそのうちの少なくとも1年間は日本国外における実績であることである。

申請は法務省及び日本弁護士連合会が処理するが、実際には、その手続きには長い時間がかかる。申請者が多い主要な法域の弁護士であっても、認可が下りるまでに1年近くかかることがある。ましてや申請者が多くない法域（欧州の一部の国々を含む）の弁護士の場合には、審査期間がさらに長期化する場合がある。

登録手続きに時間がかかるため、法律事務所と個々の弁護士双方にとって、効果的に計画を立てることが困難である。また、優秀な人材を引きつけて採用する能力も阻害される。そして、最終的にクライアント（多くの場合、日本企業）に悪影響が及ぶ。

BRT は日本政府に対し、以下の点を求める。

- 申請期間を大幅に短縮する。
- 個々の外国人弁護士ではなく、国内外や合弁を問わず法律事務所を認可する制度を導入する。

BRT は以下のように考えている。

- これにより、外国人弁護士の資格に対する適切な監督体制を損なうことなく、登録手続きを効率化できる。そうすることで外国の弁護士資格を有する弁護士にとって制度の魅力が高まり、最終的にはさらに質の高い法的サービスが提供できるようになる。

WP-1 / # 9 / E to J 運送・物流

BRTは、WP-1 / # 03 / EJ to EJに加えて次のことを日本政府に提言する。すなわち、認定事業者（AEO）制度を改定して、運送業者、通関業者、輸入業者を問わずあらゆる事業者に実質的な恩恵がもたらされるようにする。さらに、企業が認定事業者（AEO）のステータスに本当の意味で魅力を感じられるように、それにかかる事務負担を軽減する必要がある。現在、日本におけるAEOの利用度は低い。

BRTは日本政府に対し、以下の点を求める。

- 「申告者の記録（EIDR）」を活用する。
- 縮小データセットの利用範囲を拡大する。
- 自己申告制度の適用範囲を広げる。
- 検疫関連規則が適用される製品については、保税倉庫を最初の寄港地として取り扱えるようにする。
- 海上輸送については電子荷渡指図書の使用を促進する。
- 物流業界のデジタル化を率先して推進する。現在、大手を含め多くの日本企業は依然としてファックスと書類を使用して発注している。
- スマートボックスをコンテナの一部とすることを許可する。これを貨物の一部として申告しなければならないのは日本のみであり、そのためスマートボックスであっても輸入申告が必要になる。
- 輸入申告書に100項目以上記載できるようにする。

BRTは以下のように考えている。

- 輸送セクターがよりシームレスで柔軟になれば、貿易全体の流れに好影響が及ぼされ、EPAが提供する市場へのアクセスの向上もますます促進されるだろう。

WP-1 / #10 / E to J

株式報酬

日本は有価証券届出及び目論見書の作成・交付義務の免除が厳しく制限されており、それがEU企業を含む外資系企業が日本に居住する取締役及び従業員を対象に株式報酬制度を導入する際の主な障害となっている。有価証券届出要件は、日本における法定開示要件にもつながる。これは、日本で活動するEU企業にとって費用負担が大きく手間もかかる。

株式報酬に関する現行の有価証券届出免除措置の一つは、EU企業が100%出資する子会社又は孫会社のみ適用され、他のグループ会社は免除対象にならない。この問題について、適用範囲を拡大するための改正が最近検討されているが、外国企業に関しては、この適用除外が日本の証券取引所に上場している企業にのみ認められると解釈されている点が依然として問題となっている。その他の有価証券届出免除は、制度の対象となる取締役及び従業員の総数が50人未満の企業にのみ適用される。

EU企業が日本の取締役及び従業員をより効果的に惹きつけ、引き留め、意欲を高められるように、上記の免除措置を再検討すべきである。

BRTは日本政府に対し、以下の点を求める。

- 株式報酬に関する有価証券届出及び目論見書作成・交付義務の免除を見直し、日本国内の取締役や従業員に対して株式報酬を付与する場合、有価証券届出及び目論見書作成・交付義務の適用除外となる事例を増やす。

BRTは以下のように考えている。

- これはあらゆる業種の企業に影響するが、現行の規則はハイテク専門職の採用を困難にするものであり、それがデジタル化への取組を妨げる要因となっている。

工業用化学物質に関する提言

WP-1 / # 11 / E to J 公表済みの規制の英訳を提供すべきである。

現在、日本政府当局が発行する規制の翻訳版が入手できないという問題がある。これは、日本国内の欧州企業に限らず、欧州企業から迅速な支援を受けられない国内企業にとっても課題となっている。

BRT は日本政府に対し、以下の点を求める。

- 経済産業省及び厚生労働省が公表するすべての規制について、日本語版と同時または日本語版の公表直後に英訳版を提供する。

BRT は以下のように考えている。

- 日本の規制当局は、公表した規制の英訳版を提供すべきである。国際慣行に倣うことで、世界市場における日本の存在感を高めることができる。

WP-1 / # 12 / E to J 化学物質に関する規制にCAS番号を明記すべきである。

BRT は日本政府に対し、以下の点を求める。

- 国際慣行に倣い、化学物質の名称とともにCAS (Chemical Abstract Services) 番号を規制に明記する。

BRT は以下のように考えている。

- 経済産業省及び厚生労働省の規制が化学物質の名称に加えてCAS番号を参照すれば、解釈の相違や規制遵守のばらつきが回避できる。さらに、関係企業内での迅速かつ正確な内部調整が可能となる。

WP-1 / #13 / E to J 化学物質の製品ラベル表示における名称要件と、日本の法律で定められる名称を一致させるべきである。

BRT は日本政府に対し、以下の点を求める。

- 毒物及び劇物取締法（PDSCL）のラベル表示要件を改訂し、含有物質の具体的な名称を記載するのではなく、日本の法律で定められた名称に基づいて化学物質を表示する。

BRT は以下のように考えている。

- ラベル表示要件に関する規制（PDSCL、労働安全衛生法（ISHL）、及び化学物質排出移動量届出（PRTR）制度）を、「日本の法律で規定されている」含有化学物質をラベルに記載するように統一する。それにより使用者は扱っている物質の毒性や規制上の重要性を迅速に把握できる。
- 日本の規制で定められる名称と製品ラベルの表示要件が一致していないと、関連の規制を明確に理解しないまま物質を使用するリスクが生じる。このような事態は避けなければならない。

WP-1 / #14 / E to J 人材

日本は深刻な労働力不足に陥っている。これはブルーカラーとホワイトカラー双方の労働者に当てはまることである。人口動態に課題があるため、残念ながら短期的にはもちろんのこと長期的に見ても、こうした状況が改善される兆しはほとんど見られない。したがって BRT は、いくつかの弱点を解消しうる規制の改定を提案したい。

BRT は日本政府に対し、以下の点を求める。

- 日雇い派遣の禁止を撤廃する。現在は 500 万円という年収要件があるため、日雇い労働者の派遣ができない。
- 性的マイノリティの人権を保護する法律を導入する。そうすることで、日本が海外の人材にとってさらに魅力的な労働市場になる可能性がある。
- パートタイム労働者からフルタイム労働者への移行を奨励するため、税金、健康保険料、年金の納付に関する規則及び基準を改定する。
- 「派遣会社の事業所別マージン率に関する情報開示」の要件を撤廃する。この要件があることで、人材派遣会社が自社の派遣労働者に投資する意欲を失わせるおそれがある。人材への投資を増やすことで書類上のマージンが上昇する可能性があるからである。
- 障がい者の雇用率の算定にあたっては、派遣会社ではなく、労働者が実際に勤務している企業の従業員数と障がいを持つ従業員数を算入すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 日本は考え得るすべての改革を模索し、労働力不足に取り組むべきである。これは日本で継続的に事業を成功させようとする国内企業と外資系企業双方にとって最大の障害の一つである。
- 障がい者派遣労働者の雇用を積極的に受け入れるようクライアント企業を促進するとともに、障がい者に多様な就労の選択肢を提供する。



EUに対する日本産業界からの提言

WP-1 / # 15 / J to E 規制の「3つの調和」と多様なステークホルダーからのイン
プット

規制の調和（法律の調和、加盟国間の調和、そしてEU域内外の調和）

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 価値観と原則を共有する同志国である日本からの投資をさらに活性化させ、サプライチェーンの連携を深化させるために、法律の調和を次の3つの観点から促進する。
 - 法規制間の調和：異なる法規制が共通の政策目標や概念を有する場合、規制遵守のための具体的な要件や用語の定義等を調和させる。例えば、企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令（CSDDD）に基づくデューディリジェンスの内容とバッテリー規則に基づくデューディリジェンス義務の調和、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づくバリューチェーン分析とCSDDDに基づく活動連鎖分析の調和、製品カーボンフットプリントに関する法規制（例：バッテリー規則、ESPR）、炭素国境調整メカニズム（CBAM）における報告、CSRDに基づく報告等がそれに該当する。
 - 加盟国間の調和：規制の加盟国間の調和を更に進めることで、企業のコンプライアンスコストが引き下げられ、事業の予見可能性が高まる。共通の規則や規格を志向するとともに、様々な指令についても調和のとれた国内実施法の実装を強く奨励する。
 - EU域内外の調和：EU域内外の法律や規格を調和させることで、同志国間の国境を越えたサプライチェーンの結びつきを強化し、企業のコンプライアンスコストを合理的な水準にする。特に法律（例：CSRD、CSDDD、CBAM等）を第三国企業に適用する際には、日本のような同志国との基準や規格、規制面での調和を強く追求していく。EUと日本両国の政府及び産業界にとって合理的かつ実効性のある仕組みの構築を目指して、両国が協力し、法律や規格を相互に調整すべきである。

BRTは以下のように考えている。

- EUでは、ウルズラ・フォン・デア・ライエン欧州委員会委員長の第1期任期中に、グリーン分野とデジタル分野において、数多くの新たな法律や指令が策定された。「Fit for 55」に基づく各種脱炭素政策、バッテリー規則や持続可能な製品規制に関するエコデザイン規則等のサーキュラーエコノミー政策、CSRDやCSDDD等のコーポレートサステナビリティ政策、AI法やデータ法、サイバーレジリエンス法などの法律への対応は、EUで活動する日系企業に大きな影響を及ぼしており、今

後もそれは変わらないだろう。

- 関連する二次法令や基準を含め細分化された法律を EU 及びその加盟国、そして第三国の法律と調和させないと、コンプライアンスコストが上昇し、企業の不確実性が高まり、投資及びサプライチェーンの連携の開発が損なわれることが懸念される。

法律の解釈の明確化及び段階的な施行

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 法律の解釈を明確化し、効果的かつ効率的な規制環境を実現するために、法律の施行に十分に先駆けてガイドラインや FAQ、その他関連資料を公表する。ガイドライン等の整備が遅れた場合には、法律の施行を遅らせることも検討するべきである。
- 複雑な法律の施行に際しては、細則を調整する手法を拡充する。例えば、証書の購入義務を課さずに報告義務だけを移行措置として導入した CBAM の手法は、極めて有効であることが証明されている。新ルールが適用される際に罰則や罰金を科さない移行期間を設けるこのような手法は、他の法令にも拡大すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 不要なコンプライアンスコストを企業が負担しているのは、法律の解釈が不明確な場合、または法令違反を恐れるあまり過剰に遵守しようとする場合である。予見可能性が高く実効的かつ効率的な規制環境を創出するには、包括的なガイドラインと FAQ を併せて作成して法律の解釈を明確にすることが不可欠である。さらに、規制を遵守するには製品の設計変更やサプライチェーンの組み替えのために長い時間と多くの工数が必要であることを踏まえると、十分な周知期間を確保することが不可欠である。
- 特に、サプライチェーン全体に影響を及ぼす厳格な新法が導入される際には、当初想定できなかった執行上の問題が当然発生する。ただし、法律が罰則や罰金を課す内容である場合には、法令遵守意識の高い企業ほど過剰遵守のために膨大なコストを支払う可能性がある。それを避けるためにも、CBAM が導入したような、罰則や罰金が適用されない移行期間を設ける手法は拡充する意味がある。また、特定の事例、例えば包装及び包装廃棄物規則に基づく義務規定を施行日までに標準化が完了できなかった場合や、ガイダンスの公表から義務的な施行日までの準備期間が短かった場合などでは、規制遵守に備えようとする企業の能力が損なわれるという懸念がある。
- 今後の法制度の見直しや簡素化の取組においては、規制の予測可能性を最優先すべきである。一連の包括的簡素化パッケージは、確かに産業界の管理負担を軽減する一助となってきたが、一方で、規制の予測可能性の面では課題を生じさせることもあった。例えば、CSRD などの枠組みの下で閾値を調整したことで、一部の企業の初期投資、例えばコンサルティング費用や人員配置などが無駄になってしまったことがある。

WP-1 / # 16 / J to E 経済安全保障基準に関する日本及び同志国との連携

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 経済安全保障基準、特に製品の非価格要素に関する基準の策定において日本と緊密に連携する。こうした基準は将来的に EU の経済安全保障政策の一環として開発されることになっている。
- 基準策定に際しては、日本の産業界の見解が十分に取り込まれ、その内容が日・EU のサプライチェーンの連携深化に寄与することを確保する。

BRT は以下のように考えている。

- 重要製品及び原材料供給について特定の国・地域への過度の依存を減らして経済安全保障を確保することは、日・EU 共通の課題である。G7 のみならず日本及び EU において現在行われている議論では、公共調達において非価格基準（例：強靱性、透明性、多様性、安全性、持続可能性、信頼性）を利用するなど、需要サイドを重視する政策に焦点が当てられている。こうした基準は、経済安全保障政策とサプライチェーンの連携を深化させるために、日・EU 間で調整する必要がある。この点において、日本及び EU 両政府の間の連携を強化し、産業界からのインプットの機会を確保することを強く要請する。

WP-1 / # 17 / J to E 貿易政策

同志国間の貿易関係の強化

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 産業競争力と経済安全保障を強化するために、日 EU・EPA やその他の枠組みの下で進展した協力関係を深化させることで、日・EU の連携を次のレベルに引き上げる。

BRT は以下のように考えている。

- 地政学的リスクが高まる中で、日本及び EU はサプライチェーンの特定の国・地域への依存リスクを低減して経済安全保障を確保すべきである。それと同時に、WTO を中核とする法の支配に基づく貿易体制を維持、強化することは、両国の経済発展の土台となるものである。
- 両国が互いの利益のために貿易を促進し、この分野の連携を強化することで、同志国間の活発な貿易が経済成長につながることを、反対に分断や保護主義は解決策ではないということを世界に知らしめることが極めて重要である。

- また、自由貿易体制のもとで多様な貿易相手国を確保することの重要性に鑑みて、日本及びEUは、WTO加盟国・地域を増やし、情報技術協定などのWTO協定の対象品目を拡大する取組を継続すべきである。
- 欧州委員会が提案する産業加速法（IAA）では、範囲、基準、実施スケジュール、他の規制との関係といった要素を明確にし、企業に過度の管理負担を課すことなく、さらに「共通の価値観に基づく（Made with Common Values）」という精神を反映することが重要である。例えば「自動車のEU原産地要件」の条項では「自動車はEU域内で組み立てる」といった条件が課されているが、BRTはEUが自由貿易協定または関税同盟を締結している第三国、及び政府調達協定の締約国についても、対象として含めるよう要請する。

バリューチェーン全体に影響を及ぼす貿易政策

BRTはEU当局に対し以下の点を求める。

- 政策策定プロセスにおいては、法律が直接適用される事業者だけでなく、川上または川下部門にあって法律の影響を間接的に受ける事業者についても規制の影響を考慮する。
- 同一のサプライチェーンに属する中小企業が、EUの法令を遵守しなければならない事業者の要請に応じるために負担するコンプライアンス負担を軽減する措置をとる。

BRTは以下のように考えている。

- 脱炭素化、人権擁護、環境保護、サーキュラーエコノミーの実現を目指すEUの法令（例：CBAM、EUバッテリー規則、EU森林破壊規則、CSDDD、強制労働製品禁止規則など）は適用範囲が広く、バリューチェーン全体を網羅している。これらの法令は、直接適用される企業に対して、同一のバリューチェーンに属する他の事業者と協力して必要な情報（例：カーボンフットプリント、人権擁護、原料供給地の地理的位置情報等）を収集するよう求めている。したがって、法令の適用対象となる事業者だけでなく同一のバリューチェーンに属する他の事業者も、EUの法令を遵守するコストを必然的に負担することになる。
- サプライチェーン上の事業者（中小企業を含む）のうちコンプライアンスコストを負担できない事業者はEU市場への供給ができなくなり、結果として日・EU間の貿易の利益が損なわれることになる。
- したがって、法令の恩恵とコンプライアンスコスト、さらに同一のバリューチェーン上の各事業者が負担する責任を比較して、事業者、特に中小企業のコンプライアンス負担を軽減することが重要である。

外国補助金規制（FSR）

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 外国補助金規則（FSR）を比例原則に基づいて実施し、コンプライアンスコストと外国政府による資金供与がもたらすリスクのバランスを保つ。
- FSR を改定して各種閾値（例：企業結合の適用対象となる売上高の閾値、調達額の閾値、事業体が報告を義務付けられる金銭的拠出の閾値など）を引き上げ、適用範囲を目的に適合したものにする。
- 事例の審査に必要とされない情報の範囲を明確にするとともに報告期間の設定の柔軟性を高める（例：過去3年分の情報を要求するのではなく、会計年度または四半期ベースの報告を認める）。

BRT は以下のように考えている。

- FSR が EU 市場における公平な競争条件を確保するための効果的な手段となりうるのは、外国政府の資金供与がもたらすリスクに適合する形で法制化、実施される場合のみである。
- 現在の FSR の閾値が適正レベルを下回り、その対象範囲が必要以上に広いため、EU 域外の事業者の企業結合や公共調達への参加が妨げられるという懸念が生じている。

WP-1 / # 18 / J to E

気候中立の実現

炭素国境調整メカニズム (CBAM)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- CBAM を日本やその他の国々の炭素税と可能な限り調和させ、企業が様々な炭素税制度に対処するために負担せざるを得ない不要なコストを回避する。
- 日本を含む第三国との対話を通じて、適切なデフォルト値を設定する。
- デフォルト値に含まれるマークアップが過大でないことを確認する。
- 脱炭素目標への寄与と、川上のサプライチェーン全体のモニタリングにかかる管理負担とを慎重に比較衡量する。化学品のような製品の場合国境を越えたサプライチェーンが長くなる傾向があり、したがって CBAM への準拠が難しい場合があるため、その範囲が他のセクターや川下製品にまで及ぶ場合にはコンプライアンスの実現可能性を慎重に考慮する。
- CBAM を川下製品に拡大する場合、コンプライアンスの実現可能性と社会経済的影響及びバリューチェーンへの影響を評価するために影響評価を実施する。
- 企業の機密情報の提出が必要な場合は、情報漏洩の恐れなく当局に提供できるようにする。
- 脱炭素化の取組を正確に評価できる算定方法を決定する（例：集計方法の裁量、より短い期間設定など）。
- 範囲が川下製品にまで拡大した場合には閾値を調整して、特に中小企業の管理負

担を引き下げる。

- CBAM の比例性を評価するために定期的に見直す。

F ガス規則（フルオロ化温室効果ガスに関する規則）

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- この規則の交渉の最終段階で盛り込まれた F ガス禁止の影響を含め、規則の詳細に沿った技術的問題及び安全性の問題について産業界と協議を行い、2030 年以前の早い段階で影響評価を実施する。スプリット型空気-水熱交換システム（12kW 未満）については、2027 年から実施される禁止措置の影響を緩和するために、一時的な適用除外を承認するよう早急な対応が求められる。現在、GWP が 150 未満のフッ素系ガスを使用するシステムは市販されていない。フッ素系ガスの使用を段階的に認めることを検討する。その際、排出削減を目的とした追加的な規制措置（例：最大漏洩率、使用済み機器の処理措置等）を講じる。実際、PFAS 物質に関する REACH 規則に基づく別の立法手続きが進行中であり、特定の種類の HF0 の使用に制限が課される一方で、特定の用途については適用除外が認められる可能性がある。

BRT は以下のように考えている。

- 屋内・屋外設置に関する制限や、大型シングルスプリットシステム及びマルチスプリットシステム向けの規格で定められた充填量の上限といった制約があるため、可燃性の非 HFC 代替冷媒の使用は、あらゆるケース、システム、容量、設置条件において有効な解決策とはみなされない。可燃性天然冷媒の使用に伴う安全上のリスクを評価するには、特にスプリット型エアコンについて、公正かつ明確な基準とプロセスが求められる。
- さらに、この規則は温室効果ガスの排出削減を目的としているものの、GWP 値の低い HF0 冷媒を含むすべての F ガスを一律に禁止することが必ずしもこの目的に資するとは限らない。

WP-1 / # 19 / J to E **サーキュラーエコノミー**

バッテリー規制

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 電気自動車バッテリーのカーボンフットプリント計算及び検証に関しては、下記の通り対応する。
 - ハイブリッド電気自動車（HEV）の利用パターンを反映した充電サイクル数を設定し、規制が技術的に正当化されること、そしてそれが現実的な運用条件を考慮していることを確認する。

- CO2 排出量の算定範囲をバッテリーの輸送から車両の組立段階までに限定し、EU 域外で製造された製品が不当に不利な扱いを受けないようにする。
- バッテリー供給者の機密情報を保護する一方で、情報提供プロセスを効率化してデータの重複提出を防ぐ。
- グリーン電力証明書の価値を認め、これに基づく CFP 値の使用を許可することで、持続可能なエネルギー投資を推進する。
- 電池のデューディリジェンス・ガイドラインの適切な展開及び実施を以下の通り確実に行う。
 - 経済事業者がサプライチェーンの川上から信頼できるデータを入手できない場合、特に直接契約関係がない場合や影響力が限られている状況における対処法について、具体的な指針を提供する。
 - 経済事業者が透明性を保ちながらデューディリジェンス義務を果たせるように基準を示し、制裁への恐れを軽減する。
 - CSDDD の指針及び国際基準との整合性を図るため、実施までの移行期間を適切に設定する。
 - デューディリジェンス要件は、新法制度（NLF）と整合させるべきである。同制度では、サプライチェーン全体に関わる詳細情報にアクセスできるのは製造業者だけであるため、コンプライアンスの責任は主に製造業者にある。輸入業者はサプライチェーンの川上部門の活動を十分に把握できない。したがって実質的に履行不可能な責任を負わされるべきではない。
- バッテリー規則などで定められた懸念物質の管理の際に、関係するステークホルダーにとって真に必要なかつ有益な範囲に表示による情報開示を限定する。これは混乱を避け、サプライチェーン上の製造業者の実現可能性を十分に考慮するためである。
- バッテリー規則で定められた表示要件をデジタル製品パスポート（DPP）と一致させて重複を回避する。それは、DPP 要件の実施が間近に迫っていることを考えると、バッテリー規則の表示要件、特に QR コードやバッテリーパスポートが製造業者に追加の管理負担を強いることになるからである。
- 製品に組み込まれたバッテリーの取り外しや交換に関して適切な例外規定を設ける。これは最先端技術の恩恵とサーキュラーエコノミーの促進とのバランスを図るためのもので、その際には、バッテリーの寿命、安全な電池交換が可能な製品サイズ、密閉構造を前提とする製品機能の維持などを考慮に入れる必要がある。

BRT は以下のように考えている。

- 電気自動車のバッテリーの CFP の算定及び検証は、持続可能性の向上と環境目標の達成において重要な役割を果たす。しかし、その効果的な実施については以下の点を慎重に考慮する必要がある。
 - HEV の使用パターンを反映しない充電サイクル数を設定すると評価が不正確になり、製造業者に不公平な負担を強いることにつながる。現実的な充電サイクル数を設定することは、公平性と正確性を確保するうえで不可欠である。
 - 輸送に伴う CO2 排出量の算定範囲を車両の組立段階までに限定することで、EU 域外で製造された製品が不当に不利な扱いを受けることを防ぎ、公平性と国際

- 競争力の向上につながる。さらに、算定方法を明確にすることで透明性が高まる。
- データ提供プロセスを効率化しつつ機密情報を保護することで供給者と製造業者との信頼関係が強化され、規制遵守の効率が向上する。
 - グリーン電力証明書が認められない場合、持続可能なエネルギー投資が減速する恐れがある。証明書を認めることは企業の環境保護の取組を支援することにつながり、国際的なエネルギー転換を加速させられる。
 - バッテリーに関するデューディリジェンス・ガイドラインの導入と維持は、持続可能なサプライチェーンの構築に不可欠である。ただし、以下の点に留意する必要がある。
 - 経済事業者が信頼できるデータを川上部門から得られない場合、適切なデューディリジェンスの履行が困難になる。明確な代替手段を用意して混乱を防ぐ必要がある。
 - サプライチェーン全体の透明性を確保しつつ競争法を尊重し機密情報を保護することは、現実的かつ公正な規制運用の基盤となるものである。
 - 経済事業者には、バッテリー規則で求められるデューディリジェンス措置を適切に実行するための十分な準備期間が必要である。国際基準への準拠と十分な猶予期間の設定によりスムーズな移行が可能になる。
 - 製品に組み込まれた電池の取り外しと交換に関して、サーキュラーエコノミーの促進と、最先端技術を搭載した製品を利用できるというメリットとのバランスをとる必要がある。効果的に実施するには、以下の点を慎重に考慮する必要がある。
 - 製品そのものよりも電池の寿命の方が長い場合にも取り外しと交換が可能なバッテリーの使用を義務付けると、製品サイズが大きくなったり、構造が複雑になったりして、最終的にはユーザーが高いコストを負担することになる。製品サイズが小さく安全なバッテリー交換が難しい場合や、密閉構造になっている製品（例：防水、高音質などの製品）の場合、バッテリーを交換したても機能が維持されるように設計を変更すると製品が大きくなったり機能が低下したりする可能性がある。そのため、欧州の市民が最先端技術の恩恵を受けられなくなるリスクがある。

使用済み自動車 (ELV) に関する規制

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 再生プラスチックについては、ポストコンシューマー再生プラスチックの供給不足を補うために産業廃棄物を含む柔軟な目標設定を行う。
- 「持続可能な材料」の定義にケミカルリサイクル材料を含む幅広い原材料を含める。
- リサイクル含有量の要件において具体的なポリマーの種類を明確にし、リサイクル可能なプラスチックの範囲を限定し、生物由来プラスチックの割合を目標値の算定の際に含める。
- 「分解」要件を認証条件とするのではなく、安全性や車両性能を損なわない範囲で実施すべき努力目標とすることを製造業者に認める。

- リサイクル含有率の算定や検証の方法論と基準を EU 域外国と調和させ、すべての経済事業者が公平に競争できる環境を整備する。

BRT は以下のように考えている。

- ポストコンシューマー再生プラスチックの供給が不足している状況を踏まえ、産業廃棄物とケミカルリサイクル材料の活用など柔軟なアプローチを採用する必要がある。さらに、目標達成には十分な移行期間と経済的支援が必要である。
- リサイクル材料の含有率の計算方法と認証方法を EU 域外と調和させることで、輸入リサイクル材に対する公平性が確保され、サプライチェーン全体の透明性が向上する。

持続可能な製品のためのエコデザイン規則 (ESPR)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 個別の製品グループに対して特定の要件を二次法令により適用する場合には透明性を確保する。その際にはすべてのステークホルダーがそのための議論に参加できるように機会を提供する。
- 事前に各製品グループに対して影響評価を実施し、要件と実施コストとのバランスを取るために段階的アプローチをとる。
- 各製品グループの性質に基づき、耐久性、リサイクル可能性、リサイクル材料の使用状況を評価、導入する。
- 消費者が自分で扱うべき部分と専門修理業者が対応すべき部分とを区分し、修理可能性に関する要件における安全性を確保する。
- 中間生成物のリサイクルシステムの導入、そして適切な回収・解体インフラの整備を優先する。
- 化学物質に対する規制は既存の法律の枠組み（例：REACH、RoHS 等）で対処すべきであり、規制の重複を避ける。
- 実用的なガイダンス文書と FAQ を提供して、経済事業者が規制の実施に適切に備えられるようにする。
- 国際基準との整合性を図り、製品の国際流通を円滑に進める環境を整備する。

BRT は以下のように考えている。

- 各製品の特性を考慮した適切かつ実現可能な要件を策定するためには、各製品グループに対する個別のアプローチが不可欠である。これにより法令が施行される際に混乱が最小限に抑えられ、既存の法律との矛盾を回避できる。新法と既存の法令との間の矛盾は産業界を混乱させ競争力を低下させる可能性がある。規制枠組みを統一することで企業の負担が軽減され、持続可能な規制環境が醸成される。
- 各製品の特性や用途に基づいて柔軟に対応できないため、イノベーションを妨げる可能性がある。例えば、次のようなことが必要になる。
 - 耐久性要件は、それが安全性や製品の寿命に及ぼす影響を考慮して、慎重に策

- 定する必要がある。
- リサイクル可能性の目標を設定する際には、製品の構の複雑性や材料を考慮する必要がある。
 - リサイクル材の利用を促進する際には、安定供給と環境負荷の軽減とのバランスを取り、製品ごとに最適な目標を設定すべきである。
 - 修理に関わる安全性は消費者保護と密接に結びついている。専門知識を要する高リスクの部品についてはアクセスを制限すべきである。さらに、既存の指令との整合性を維持することで、法令の実効性と一貫性が高まる。
 - 中間製品に対して一律の基準を適用することは、その多様な特性と用途を考慮すると現実的ではない。各製品グループの特性に応じた基準が必要である。適切なインフラと制度の整備は効率的なリサイクルの実現に不可欠であり、それが実現すれば資源の循環促進に寄与する。
 - 明確なガイダンスと FAQ を提供することで、法令への理解が深まり、ステークホルダー間の誤解を防ぐことができる。また、国際基準に準拠することで法令が国際貿易の障壁にならないようにする。

デジタル・プロダクト・パスポート (DPP)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- DDP に対応する事業者は DDP サービスプロバイダーに適用される認証制度の対象外であることを明確に定義するとともに、こうしたプロバイダーの基本的役割を明示する。
- DPP の実施にあたっては最小限の要件を設定し、必須データと任意データを区別する。広範なサプライチェーンにわたるデータ収集は任意とすべきで、またそのプロセスでは登録手数料の合理化と手続きの効率化に務める。
- 機密情報の取扱方法を明確にし、製品性能データの保護を強化するとともに、共通の安全基準とアクセスプロトコルを整備する。
- DPP 向けにガバナンスの枠組みと明確なガイドラインを提供する。
- DPP と既存システムとの互換性を確保し、EU 域外の DPP サービスプロバイダーが参加できるようにする。
- サービスが停止した際には、シームレスなデータ移行を保証する仕組みを設ける。
- DPP の導入にあたっては、データキャリアやラベル表示プロセスの更新に十分な時間を確保できるように、少なくとも 24 カ月の移行期間を確保する。

BRT は以下のように考えている。

- DPP サービスプロバイダーは事業者に代わってデータの保管と処理を行う責任を負う。したがって、データの安全性、信頼性、完全性を保証するには、法令及び規制上の基準に準拠していることを示す認証が必要になる。また、統一された認証スキームの導入により、事業者とサービスプロバイダーの負担が軽減され、EU 全体における一貫性と公平性が担保される。
- 役割を明確に定義し標準化された基準を設けることで、コンプライアンスは簡素

化され、他の地域の DPP 基準との整合性を取ることが容易になる。これにより、サプライチェーン全体を通じて効果的なデータ収集が確保され、消費者の混乱を防ぐことができる。

- DPP サービスプロバイダーの所在地またはデータサーバーの設置場所のいずれかに地理的制限を設けると、データの重複、非効率化を招き、追加コストが発生する可能性がある。むしろ、世界的に認定されたプロバイダーこそが、競争とイノベーションを促進することになる。
- 過度な要件は、データの完全性を損ない、経済事業者に必要な負担を強いることになる。逆に、単純で費用対効果の高いデータ交換プロセスがあれば、産業全体における導入が促進される。
- DPP のデータは製品の性能データと密接に関連しているため、取り扱いには細心の注意が必要である。透明性の高いセキュリティガイドラインがあることで、ステークホルダーの間で信頼が構築され、DPP の安全性と信頼性が高まる。
- 既存のシステムとの互換性を確保することで、事業者の移行負担が軽減される。EU 域外の製品にも適用できるようにすることで、国際競争力も維持される。さらに、システム障害が発生してもデータの継続性を確保することで、リスクを最小限に抑えることができる。
- 製品のラベルの更新には、設計変更や製造ラインの調整、資材の調達といった複雑なプロセスが伴い、そのすべてに相当な時間がかかる。綿密にスケジュールを検討することで、円滑な実施が可能になる。

廃棄物の輸送及び管理政策

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 電子スクラップや電子廃棄物などの二次原材料の管理にあたっては日本との連携を強化し、貴重な資源とリサイクル能力を最大限活用する。

BRT は以下のように考えている。

- EU のリサイクル能力は拡大する必要がある。日本などの貿易相手国のリサイクル能力も活用すべきである。実際、試算によると、2022 年には欧州で 1,300 万トンの電子廃棄物が発生しており、1 人当たり電子廃棄物排出量が世界最大になった。
- EU のサーキュラーエコノミー目標を達成するためには、EU 域内外において貴重な資源をシームレスに輸送しつつ、効果的なリサイクルを行うことが非常に重要である。電子スクラップや電子廃棄物といったサーキュラーエコノミーに不可欠な二次原材料を国境を越えて移動させることができ、環境への影響も最小限に抑えてリサイクルできるビジネス環境の整備を、BRT は考えている。そのためには、EU 域内外の企業が協力して EU のサーキュラーエコノミー目標の達成を目指す必要がある。
- EU のリサイクル業者が輸出を含む自由かつ公正な取引オプションを利用できるようにすることは、EU 域内における資源循環の競争力を高めるために不可欠な措置である。資源を EU 域内だけに囲い込むと、違法な輸出（とその結果の環境汚染）やリサイクル素材の販売価格の下落を招く可能性がある。その結果、EU のリサイ

クル産業の基盤となる業界の収益が低下することになる。アジアは国際的な分業体制の下で世界の製造業において長年にわたり重要な役割を果たしてきた。それを踏まえて、パートナー国である日本のリサイクル及び資源回収能力を効果的に活用する規定を EU サーキュラーエコノミー法に盛り込むことを、BRT は推奨する。この方法をとることで、EU の仕組みに匹敵する適切かつ競争力のある、そして環境に配慮した国際的な資源循環システムの構築が可能になり、最終的にはその恩恵が完成品という形で EU に還元される。

EU 森林破壊規制 (EUDR)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- EUDR の目的を認めつつも、貿易相手国との実効性のある連携方法を検討する。特に、本規則の対象となる HS コードで EU 域内に輸入される包装材や紙製品について、それらが製品の支持や保護、運搬のみを目的として使用され、その後すでに市場に流通している同一の包装材と置き換わるような場合には適用除外にするなど柔軟な対応を求める。

BRT は以下のように考えている。

- 意図せぬ貿易の混乱を防ぐには、主要な相手国との建設的対話が不可欠である。EU はすでに貿易相手国の懸念に対処するというコミットメントを示している。例えば、米国と EU との間の貿易に過度な悪影響が及ばないようにするために、相互的かつ公平で均衡のとれた貿易に関する合意の枠組みの中で、米国の生産者及び輸出業者の懸念に対処することを約束している。
- EUDR に関しては、貿易上の懸念がすでに多くの WTO 加盟国から WTO の様々なフォーラム、具体的には物品貿易理事会 (ID 203)、市場アクセス委員会 (ID 84)、貿易の技術障害に関する委員会 (ID 807) などの場で提起されている。こうした懸念が提起されるということは、EU は世界中のパートナー諸国との連携を強化して、要件を明確化し、不確実性を軽減して相互理解を深める必要があるということである。
- 樹木の伐採から紙などの完成品の製造に至る全工程を追跡することについては、実務上の課題が残されている。特に紙製品などは、複数の産地から調達された原材料が混合されることが多いため、位置の特定やトレーサビリティシステムの実現可能性が課題となっている。柔軟かつ現実的な方法でこうした実施上の課題に対処することが、グローバルサプライチェーンの実用性を確保する上で非常に重要である。

WP-1 / # 20 / J to E

化学品規制

持続可能性のための化学物質戦略 (CSS)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 化学物質の適切なリスク評価（危険性と曝露）に基づいて、REACH 規則の改正及び 2025 年化学産業パッケージの下で計画されている REACH の簡素化を推進する。
- 複数のセクターで使用されている化学物質の人体及び環境への影響を、各セクターにおける曝露レベルと使用量に応じて正確に評価する。
- 各セクターを統括する基本法に基づいて法令を施行する。

BRT は以下のように考えている。

- 化学物質は、あらゆる製品及び技術にとって不可欠なものである。危険性のみを重視する評価に基づいて化学物質の使用を禁止または制限すれば、他に代替物質のない数多くの関連製品及び技術が消失することになり、社会全体に重大な悪影響を及ぼす恐れがある。
- EU のタクソノミー規則では、「汚染の防止及び抑制」が環境目標の一つとされており、「懸念物質リスト」作成の目的は懸念物質をより安全な代替物質に置き換えて汚染を削減することとされている。しかしこのアプローチでは、持続可能な社会にとって不可欠であり、適切なリスク評価によって安全に管理できる化学物質の生産が著しく制限され、科学的な議論も行われないうまま市場から排除される可能性がある。

REACH (グルーピング・アプローチ)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- PFAS、マイクロプラスチック、その他の物質の生産、販売、使用を一律に禁止する方法として提案、検討されている「グルーピング・アプローチ」を見直し、各物質の科学的根拠に基づくリスク評価を基盤とする法規制を適用する。

BRT は以下のように考えている。

- 法令上の目的で類似の物質をグループ化すれば、物質のリスク評価を迅速化できるだろうが、各物質の特性（例：作用機序、代謝経路、化学反応生成物、物理化学的特性など）とそれがもたらすリスクを考慮せずに化学構造のみに基づいて物質をグループ化することは、科学的合理性を欠くことになる。このアプローチをとると、適切なリスク管理を行えば安全に使用できる有用な化学物質まで排除する恐れがある。
- 化学構造の類似性のみに基づいて化学物質を一括りに規制すると、比較的安全性が高い化学物質まで代替候補から外してしまうことになりかねない。

REACH (ポリマー登録)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH 規則の改正により、その他の国際的枠組みと同様に、人体と環境に悪影響を及ぼす恐れのある懸念ポリマー (PoC) についてのみ登録が義務付けられ、低懸念ポリマー (PLCs) は登録が免除される。
- 新たなポリマー登録制度を導入する場合には、輸入ポリマーに対する現行のモノマー登録制度を廃止し、登録の重複を防ぐ。

BRT は以下のように考えている。

- EU は PLC の概念を導入し、当該ポリマーを登録要件から免除するためにそれらを特定するための科学的に妥当かつ明確な基準を確立することで、国際的な調和を促進すべきである。
- 輸入ポリマーに対する現行のモノマー登録制度は、EU 域内におけるポリマー調達と比較して、EU 域外の輸出業者に過大な負担を強いている。これにより、モノマー情報を供給業者に依存している配合業者にとって不公平な仕組みが生まれており、さらなる貿易障壁になることが多い。

REACH (一般的なリスク管理アプローチ)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 汎用リスク管理アプローチ (GRA) を専門用途に拡大する一環として、作業環境の適切なリスク管理、設計段階からの安全への配慮、個人保護具、研修などを実施することで、こうした化学物質の安全な条件の下での使用を許可する。
- 製品中の物質については、ハザードベースの評価に移行せず、リスクベースアプローチを維持すべきである。それは、物質が製品に安全に組み込まれていれば、最終利用者にリスクをもたらすことはないからである。
- EU 加盟国が一貫した基準に従って規制管理オプション分析 (RMOA) を確実に実施するための枠組みを構築する。そしてこうした枠組みによって評価の過程における詳細な排出量や曝露の推定値を確保し、科学的整合性と法制度に対する信頼性を担保すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- GRA は一般消費者向けには有効かもしれないが、適切な評価を行わずにその適用範囲を専門用途にまで拡大すると、研修を受けた専門家による有用物質の使用を不必要に制限する恐れがある。
- 持続可能で科学的に確かな評価方法を推進することは、EU 全加盟国による公正かつ正確なリスク評価の実施を保証するもので、国際協力と規制の有効性を高めることになる。

REACH (有害データの増加及び動物実験)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 負担の軽減を優先し、年間 1～10 トン及び 10～100 トンというトン数帯における REACH 登録の統合に際しては、動物実験を含む危険性データ要件の強化を再検討する。

BRT は以下のように考えている。

- 危険性データ要件の強化は必ずしも環境保護や人体の保護につながるわけではなく、逆に低トン数帯に属する企業に不当な悪影響を及ぼす可能性がある。

REACH (データ共有)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH 登録者が第三国の同等の化学物質規制に基づく申請者とデータを共有するよう奨励するルールやガイドラインを策定することで、国際的なデータ共有の取組を促進する。

BRT は以下のように考えている。

- REACH はすでに非常に高い信頼性を誇る化学物質データを蓄積しており、EU は世界的なデータ共有の取組を推進するにあたって主導的役割を果たすべきである。
- 明確な交渉相手や費用分担のルールが定まっていないため、英国版 REACH、トルコの KKDİK (トルコ版 REACH)、台湾の毒性及び懸念化学物質管理法などの法令に基づいて行われた登録手続きに混乱が生じている。

CLP (分類、ラベル表示及び包装) 規則

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 規制の適用につながる CLP 規則に基づく調和分類、特に新たな危険性分類を採用する際には、国連の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) との整合性が確認されるまで、慎重を期す。

BRT は以下のように考えている。

- ED (内分泌かく乱物質) や PMT (難分解性、移動性、毒性) /vPvM (極めて難分解性・極めて移動性) 等の有害性クラスの導入及び分類基準については、EU が CLP 規則への組み込みを進める前に、国連 GHS レベルでの議論を完結すべきである。

PFAS 規制

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 化学物質管理にはリスクベースアプローチを採用し、物質固有の有害性評価のみにもとづく禁止措置を講じることは避ける。
- 化学物質としての代替品の存在のみならず代替品が耐用年数を含めて最終製品レベルで使用可能かどうかを、社会経済的影響評価を通じて確認する。代替品は元の製品の仕様（性能及び安全性の面で同等かそれ以上）を満たす必要がある。
- PFAS が果たす複数の重要な機能を代替できる選択肢は限られているため、特定の用途について適用除外を設ける。
- 安全性プロファイルが文書化されているフッ素樹脂（フルオロポリマー）については、さらなる適用除外を検討する。
- 「製造時仕様での修理」原則を導入して安全性の確保と安定供給を図る。それとともに修理用部品については包括的な免除措置を講じ、不要な設計変更や廃棄物の増加を回避する。
- 各産業が十分に適応できるように、移行期間を 18 カ月から最低でも 48~60 カ月に延長する。
- 適用除外期間終了後も免除措置の延長を認める見直し条項を設ける。
- 適切な規制の施行を可能にするために PFAS の信頼できる分析方法を確立する。
- 明確に定義されたプロセスを通じて議論にステークホルダーを参加させる。
- 欧州化学品庁（ECHA）が現在検討中の製造及び使用の継続に関する新たな規制案については、議論にステークホルダーを参加させる。
- 日本政府との連携協力を産業政策対話（化学品ワーキンググループ）を通じてさらに発展させる。PFAS の環境への排出削減など、PFAS に関わる共通課題に日本と EU が協力して対処することが重要である。さらに、規制遵守と代替製品の開発については共通理解と官民双方の問題意識に基づいて取組を推進することが非常に重要である。そのことを踏まえて官民双方の対話を積極的に進める。

BRT は以下のように考えている。

- 化学物質を禁止する際には、その危険性だけでなく科学的なリスク評価と、禁止することの社会経済的影響とのバランスを考慮する必要がある。
- 難分解性のみを根拠とした規制は将来のイノベーションを阻害し、産業全体に悪影響を及ぼす。
- 難分解性それ自体は危険ではなく、むしろ耐久性や機能性の観点から望ましい特性であることが多い。
- 重要かつ代替不可能な用途に対して除外措置を講じない場合には、社会全体及びサプライチェーンに重大な影響を及ぼしうる。
- フッ素樹脂は安全性と安定性が実証されているため、適用除外とすることは妥当である。
- 修理部品を適用除外とすることで、製品の性能が確保され廃棄物が削減できる。
- 産業界が規制に適応するには十分な時間が必要である。
- 持続可能な目標を達成するには、免除期間終了後も延長を認める仕組みが必要で

ある。

- 広範にわたってPFAS規制を実施するには、信頼性の高い分析手法が不可欠である。
- 現実的かつ実効的な法令の策定には、ステークホルダーの関与も欠かせない。

欧州特定有害物質使用制限指令 (RoHS)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 「一物質一評価」の方針に基づき資源を集中させる。それにより ECHA 等の単一機関による効率的な物質評価が可能になる。RoHS の適用除外については、代替品に含まれる有害物質だけでなく、評価プロセスにおける製品の安全性についても考慮する。この目的のために、製品の安全に関する専門知識を持つ人材を採用、育成する。
- 電気・電子機器に含まれる危険物質及び化学物質の規制に関しては RoHS 指令を優先し、REACH 規則との重複を避ける。
- 調和規格 EN IEC 63000:2018 の改正にあたっては、実用的かつ経済的に実現可能なアプローチを維持する。材料、部品、部分組立品にする過度な分析試験は、必要性や妥当性を欠いたまま、産業界及び消費者に対して莫大な追加コストを強いることになる。

BRT は以下のように考えている。

- RoHS 指令と REACH 規則の間の整合性がとれないと、サプライチェーン内に混乱を引き起こす恐れがある。効果的な規制と効率的なコンプライアンスを実現するには、調整されたアプローチを維持することが重要である。
- RoHS の適用除外を評価するには、代替品が製品の安全性や性能を損なわないことを保証するための製品安全に関する専門知識が必要となる。熟練の人材を採用することが、情報に基づく意思決定を行うために不可欠である。
- RoHS 指令と REACH 規則の間で規制が重複すると、企業に非効率かつ不要な負担を強いる可能性がある。

ナノマテリアル

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- REACH 附属書 VI 以降で要求されているように、必要なツール（例：OECD 化学品試験ガイドラインやグループ化ツールなど）や知識を登録申請者がすべて利用できていない可能性があることを考慮して、ナノ形態に関する登録書類のコンプライアンスを評価する。
- 関連法令におけるナノマテリアルの定義を改訂する際には、欧州委員会の勧告に従いつつ国際的な調和に配慮する。

BRT は以下のように考えている。

- REACH 附属書 VI 以降に規定されているナノ形態の評価方法及びツールが完全に確立されるまでは、コンプライアンス評価において柔軟性が必要である。
- 2022 年 6 月 10 日の欧州委員会勧告における長さ、直径、及びアスペクト比に基づくナノマテリアルの定義は、意図しない影響を避けるため、慎重に適用されるべきである。この定義を各法律に適用する際には、新たなナノマテリアルの指定によって起こる影響についてさらに注意深く検討する必要がある。

WP-1 / # 21 / J to E 企業の持続可能性及び責任ある企業行動 (RBC) に関する政策

開示と透明性(企業のサステナビリティ報告に関する EU 指令及び EU タクソノミー)

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- 欧州サステナビリティ報告基準 (ESRS) を策定する際には、企業による二重報告を回避するために国際的な相互運用性を促進する。EU の報告基準は基準審議会 (ISSB) のグローバルベースアプローチと整合させ、企業は国際的な枠組みに基づく義務の他に ESRS の追加要件のみを報告できるようにする必要がある。
- EU 基準と ISSB の間の等価性認定の仕組みを明確化する。共通の要件については、ISSB に基づく開示基準を ESRS と同等と見なす。
- 企業に課される負担と利用者にとってのデータの利便性とを適切に考慮する。
- 優先順位を設定し段階的に導入して報告の有効性と信頼性を高める。
- 企業が新たに導入されたタクソノミー開示要件にも同時に対処しなければならないことを認識する。この要件は複雑で、構造面の要件も伴うものである。
- EU 域外向けの基準や業界別のガイダンスを、時宜を得た方法で策定、公表する。これは、企業に十分な準備期間を与えるために必要なことである。これが不可能な場合、BRT は当局に対して、EU 域外の企業に対する CSRD 要件の適用延期を検討するよう要請する。
- 企業が投資家やステークホルダーの信頼を強化するための同等に価値ある手段として対話を重視し、対話を PDCA 管理サイクルに組み込むことで企業内部の慣行の改善を促す。対話はリスク管理とイノベーションの文化を醸成する強力なツールである。多様な文化を持つ企業が対話を通じて将来起こりうるリスクについて意見交換を行ったり連携の機会を探ったりすることができる。
- EU タクソノミー規則に関連する閾値、適用除外、基準、及びスケジュールについて、他の規制枠組みとの整合性を確保する。例えば、汚染の防止及び管理における「著しい危害を及ぼさないこと (DNSH)」の一般的な基準と、REACH 規則に基づく適用除外との間で、一貫性を確保すること。

BRT は以下のように考えている。

- 企業サステナビリティ報告は、企業とステークホルダーとの間の価値創造プロセ

スを支えるコミュニケーションツールである。また企業が長期的なビジネスモデルと戦略を策定、評価するための内部管理ツールの役割も果たしている。したがって、サステナビリティ報告は企業が単なるコンプライアンスのツールとして使用する形式的な作業になってはならない。

- サステナビリティ報告の基準は企業に過度の事務負担を強いるものであってはならない。そうすると欧州グリーンディールの達成に不可欠なイノベーションの創造と実現に関わる広範な取組が阻害されることになるからである。

企業サステナビリティ・デューディリジェンス指令 (CSDDD)

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- デューディリジェンス義務を履行可能なものにし、企業にとっての法的確実性を高めるものにする。
- EU の枠組みを他の様々な国際基準と整合させる（例：国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）、OECD 多国籍企業ガイドライン（OECD MNE Guidelines）など）。企業の事業活動やバリューチェーンは EU 域内に限定されず、第三国にも深く根ざしているため、国際基準との整合性を高めることは極めて重要である。
- EU 単一市場の分断を防ぎ公平な競争環境を確保するには、デューディリジェンスに関する法的要件を市場内で完全に調和させることが極めて重要である。EU がそのモデルを世界基準にすることを目指すならば、27 の異なる枠組みを生じさせる恐れのある現行の指令で定められた限定的な調和にとどまってはならない。
- EU 加盟国政府には、産業界や他の国々と連携してサプライチェーンに関わる根本的な問題の解決に取り組むことを強く要請する。
- ガイドラインを発行し、専門家による迅速なサポートを提供するためのヘルプデスクを設置する。これは、企業が新たな要件に準拠するために必要な準備期間、ツール、リソースを提供するために不可欠である。さらに、新たな要件を段階的に導入する方が現実的であり、その実効性を定期的な審査を行うことで評価すべきである。
- 生産国の企業及び中小企業の能力構築を支援するとともに、国際協力の枠組みを構築する。
- CSDDD のためのガイダンスを遅滞なく策定する。それは、CSDDD が人権及び環境デューディリジェンス（HREDD）に関連するその他の規制の基礎となるからである。このガイダンスが策定されるまでは、バッテリー規則などの関連規制のデューディリジェンス要件の適用を延期することを検討すべきである。
- EU 域内外の企業を含むすべてのステークホルダーが委任法やガイドラインの策定に参加できるように、定期的なステークホルダーフォーラムを設置する。

BRT は以下のように考えている。

- BRT は、企業の管理プロセスにおけるデューディリジェンスの拡大を目指す EU の取組を支持し、「害を及ぼさない文化」の醸成を促進することの重要性を認識している。

- 今後の実施及び国内法への組み込みの段階を見据えて、民間企業が本指令によって確立したデューディリジェンス原則に準拠できるように、透明性と予測可能性が高く実現可能な措置（例：委任法やガイドラインなど）を導入することが重要である。
- ステークホルダーの多様な利益を認識することが重要である。それは、持続可能なコーポレートガバナンスを実践に組み込む上でステークホルダーの関与が不可欠だからである。
- CSDDD の遵守に対応する中で、生産国の多くの供給者が EU に拠点を置く取引先企業からの要請の増加を経験している。生産国の企業及び中小企業に対して能力構築のための支援を提供し、この問題に対する国際協力の枠組みを構築することが重要である。

EU 市場における強制労働製品の禁止に関する規制（強制労働製品禁止規制）

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- 企業が要件を適切に遵守できるように、明確かつ信頼性の高い法的枠組みを提供する。これには、重要な用語の定義を追加したり、ガイドラインをタイムリーに発行したりすることを含む。
- 影響を受ける市場との対話を行い、強制労働の根本原因に対処して、企業と関連当局の能力構築を支持する。
- UNGPs に基づいて企業と政府との責任の分担を明確にし、政府の関与の必要性を強調する。
- EU 加盟国間で一貫した施行を確保し、企業サステナビリティ・デューディリジェンス（CSDDD）等の他の EU 法制と整合性を持たせて分断を回避する。

BRT は以下のように考えている。

- EU 強制労働製品禁止規則の採択は、労働者の基本的人権の保護と持続可能で倫理的な企業行動の促進に向けた重要な一歩である。この規則の具体的な目的は、強制労働によって製造された製品の EU 市場における流通及び販売、及び EU からの輸出を効果的に禁止することである。
- 効果的かつ実現可能な実施を確保するには、企業に高い法的確実性を提供し日常業務における不要な事務的負担を回避して、企業が要件を適切に遵守できるようにすることが非常に重要である。

WP-1 / # 22 / J to E デジタル規制

人工知能 (AI)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 日・EU デジタルパートナーシップと EU の Apply AI 戦略を基盤として、日本と EU がともに世界的な強みを持つ製造業、エネルギー、自動車産業などの産業分野において、人工知能（AI）に関わる実務的な連携をさらに強化する。こうした協力においては、スマートマニュファクチャリング、エネルギー効率の最適化、インテリジェントモビリティといった実社会の産業用途における AI ソリューションの導入に焦点を当てるべきである。それにより、産業競争力を強化し、グリーントランジション及びデジタルトランジションを支援する。
- 産業用 AI のユースケースや大規模実証実験を支援する観点から、EU・カナダ間の AI 協力をヒントを得て、AI コンピューティング及びイノベーションインフラストラクチャに関する協力体制を模索する。これには、EU の AI ファクトリーイニシアチブとの連携及び相互運用性の確保に向けた検討が含まれる。
- EU AI 事務局と日本の AISI との間で AI 法に関する緊密な連携を促進し、AI 技術の規制実施及び安全面に関する対話を推進する。この協力には、ベストプラクティスの共有、調和規格の策定、AI ガバナンスにおける新たな課題への共同の取組が含まれる。
- システミックリスクを伴う汎用 AI（GPAI）モデルを特定するための包括的な基準を共同で策定する。この基準には技術的特性に加えて、AI 技術の責任ある導入を世界的に確保するために、社会的・倫理的配慮も含めるべきである。日・EU 双方の機関はそのアプローチを一致させることで、AI の安全かつ信頼性の高い開発に向けた強固な枠組みの構築に寄与することができる。
- 日・EU デジタルパートナーシップを通じて、AI サンドボックスイニシアチブの対象に日本を同志国として加えることを検討する。両地域において、安全性とセキュリティを確保しつつ国際的な規制動向を調和させることが、AI 分野における競争力とイノベーションの促進に不可欠である。

サイバーセキュリティ

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 調和規格の策定状況を注意深く監視し、あらゆるステークホルダーに十分な準備期間を提供するために、必要に応じて適用日を延期する。サイバーレジリエンス法の施行に向けた移行期間が限られていると、規制要件の遵守が多くの企業、とりわけ中小企業にとっては実務上の大きな課題になる。コンプライアンス上の課題は企業が EU 市場で成功する能力を阻害し、EU 全体の競争力に悪影響を及ぼすため、回避する必要がある。
- 国際的な規制の調和を推進し、サイバーセキュリティ基準の相互認証を特に日本との間で確立する。日本と EU は、日・EU デジタルパートナーシップ及び日・EU サイバー対話を通じて相互理解を深めるために、共同のサイバーセキュリティ演習を実施し、ベストプラクティスの交換を行うべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 幅広い IoT デバイスに大きく依存する現代社会において、サイバーセキュリティインシデントのリスクは至る所に存在している。そのようなインシデントが発生すれば、我々の日常生活に不可欠なデジタルインフラストラクチャの機能が著しく阻害される可能性がある。したがって、特に現在の地政学的な不安定や経済安全保障上の懸念が高まる状況に置いては、予防措置が極めて重要である。デジタル世界には国境が存在しない。BRT は日・EU 両政府がサイバーセキュリティリスク対策に関して世界的な議論をリードし、国際基準の推進、国境を越えた脅威情報の共有強化、官民連携の促進といった措置を講じるとともに、イノベーションと競争力との両立を図ることを期待している。

データ

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 日本と EU との間には高い相互信頼、共通の価値観、規制の同等性があるため、データローカリゼーションの要件が両地域間のデータ流通の障壁であってはならない。特に、頑健なデータ保護、サイバーセキュリティ、執行枠組みがすでに整備されている場合には、セキュリティやレジリエンス、消費者保護といった政策目標は、物理的なデータの保管場所に関する要件を設けるよりも共通のガバナンス枠組みを通じてより効果的に達成できる。したがって、日・EU 間ではデータローカリゼーションの障壁を取り除くことが、効率的なサプライチェーン管理、サーキュラーエコノミー政策の策定、そして今後のデジタル・プロダクト・パスポートとデータスペースイニシアチブにおける相互運用性の実現にとって不可欠である。
- データスペースの社会実装について、日本と引き続き緊密に連携する。日・EU 双方はグリーンディールデータスペースや製造データスペースなど、特定の協力イニシアチブを立ち上げてその実効性と実際の政策調整を検証すべきである。

BRT は以下のように考えている。

- 信頼ある自由なデータ流通 (DFFT) は、データ活用における基本原則として世界的に認められている。BRT は日本と EU 双方に対して、日・EU デジタルパートナーシップ及び G7 や G20、OECD 等におけるグローバル対話を通じて DFFT 原則の実践的な適用を推進することを推奨する。
- データスペースは日・EU 双方で開発と利活用が進んでおり、イノベーションと持続可能性、サプライチェーン管理などの分野において大きな可能性を秘めている。日・EU が DFFT 原則に基づいて政策面と実践面双方において連携することが重要である。

WP-1 / # 23 / J to E 基準と認証

BRT は EU 当局に以下の点を求める。

- 日本とEUの法制度には高い類似性があることを踏まえ、日・EU相互承認協定（MRA）に規定された法的枠組みを政府間相互認証協定に拡大することを検討する。
- グローバルサプライチェーンにおける認証、検証、監査のプロセスにおいて、認証機関同士の相互承認を活用して、一元管理の実現に努める。国際認定フォーラム（IAF）や国際試験所認定協力機構（ILAC）の相互認証枠組みが積極的に採用されることになろう。日・EU間で、適合性評価の結果を受け入れる仕組みを構築されれば、報告書や証明書の相互承認が可能になる。
- 欧州サイバーレジリエンス法及びデータ規制に関連して、適合性評価機関同士の相互承認制度である IECCE/CB スキームを活用する。これにより、試験及び認証に関して相互承認制度の導入が可能となる。

BRT は以下のように考えている。

- 第三者認証制度を義務付ける多くの新規制においては、適合性評価制度の整備が依然として不十分である。実施期限は設定されているものの、認定された認証・検証機関や会計・監査法人が必要であることがコンプライアンス遵守の大きな障壁となっている。
- EU 域内で活動する（CE マーキングに関連する）認定機関、（CBAM や CFP などの）検証機関、及び（CSRD や CSDDD などの）会計・監査法人にのみ依存することは、世界規模で認証、検証、及び監査を実施する上で大きな課題となる。
- 脱炭素化政策に基づくカーボンフットプリントの検証要件は、グローバルなサプライチェーンに影響を及ぼす。国際的に認められた統一規格や基準を用いなければ、一貫性のある統一的な検証結果を得ることは困難である。

WP-1 / # 24 / J to E 貯蓄・投資同盟

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- クリーントランジション及びデジタルトランジションに向けて投資ニーズが高まっている企業の資金調達を支援するために、貯蓄・投資同盟の設立と資本市場の発展に向けた取組を進める。
- 金融商品の設計者や資産運用会社によるイノベーションを促進し、民間貯蓄をクリーン及びデジタルトランジションへの投資に振り向けることで、さらなる経済成長を実現する。

BRT は以下のように考えている。

- 競争力コンパスに基づく資本市場の発展に向けた取組を通じて、産業のクリーン及びデジタルトランジションを支援することが重要である。競争力コンパスは貯蓄・投資同盟など競争力強化のための様々なイニシアチブを提案するものである。BRT は欧州委員会が 2025 年 12 月に発表した市場統合パッケージを歓迎する。こ

のパッケージは、欧州の資本市場の障壁を取り除き統合をさらに進めるための措置を盛り込んでいる。

- 民間貯蓄を投資に転換するには、投資家に多様で魅力的な投資機会を与えられる金融商品を提供する必要がある。投資政策は、金融機関内で行われる商品開発とイノベーションを適切に支援、促進するものでなければならない。
- 日本政府も「資産運用立国」を推進することで、家計貯蓄を生産的な投資に振り向けようとしている。2023年12月に公表された資産運用立国実現プランでは、アクティブ運用やエンゲージメントによって生み出される付加価値に見合う運用報酬が、資産運用業界の高度化に向けたインセンティブとなると指摘し、資産運用会社の取組を後押ししている。同様に、EU当局にとっても、適切に設計されたインセンティブを金融業者に対して与えることを政策及び戦略的枠組みに盛り込むことが重要である。

WP-1 / # 25 / J to E 欧州企業リソース (CORE)

BRT は EU 当局に対し以下の点を求める。

- 次期多年度財政枠組み (MFF) に基づいて新たな自己財源として提案されている CORE (Corporate Resource for Europe) を再検討し、EU の競争力強化という包括的な目標に沿うように大幅に改定する。その際、Omnibus I に基づいて暫定的に合意された通り、CSRD 及び CSDDD の適用範囲規定との整合性を確保する。それによって CORE の適用対象となる事業体を絞り込み、中小企業の過度な負担を緩和する。このようなアプローチにより、EU の財政上の必要性と、持続可能な成長を促進して EU 及び第三国の投資家双方にとって単一市場の魅力を維持するという課題とのバランスを改善することができる。

BRT は以下のように考えている。

- 利益ではなく売上高のみを基準とした年次一括拠出制度を導入することは、企業に過度な財務的負担を負わせることになる。これにより EU 域内で活動する企業、特に売上高は大きいものの利益率が低い企業の価格競争力が著しく損なわれる。
- 多くの企業、とりわけ業績回復の途上にある企業や資本集約型産業に属する企業にとって、この固定された拠出金は、倒産リスクを増大させる要因となる。利益に基づいて課される税金とは異なり、CORE は企業の実際の財務状況にかかわらず、流動性を奪うことになる。こうした存亡に関わる脅威から企業を守るためには、強固な保護措置が必要である。
- CORE の対象を EU 域内に恒久的施設を有する第三国の企業とすると、日本企業を含む世界中の投資家に対して否定的なシグナルが送られる恐れがある。このような拠出金は単一市場への「参入障壁」をさらに高めることになり、今後投資が EU 域外の金融面で競争力の高い地域に流出する可能性がある。
- CORE は「拠出金」として設計されているが、事実上の法人税と見なすことができる。多国籍企業にとって、これは税制上の複雑さを一層増すものであり、ビジネス

環境の簡素化という EU の公約と矛盾するだけでなく、公平な課税に関する懸念を招く恐れがある。